

disclosure2023

新潟大栄信用組合の現況



ごあいさつ

組合員・お取引先のみなさまには、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、新潟大栄信用組合の経営内容の開示資料として、「2023年版ディスクロージャー誌」を作成し、当組合1年間の活動についてご報告申し上げます。ご高覧のうえ、より一層ご理解を深めていただければ幸いに存じます。

わが国経済は、物価の高止まりや、米国金融機関の経営破綻にみられるような金融引締めの影響による欧米景気後退の懸念が高まり、先行き不透明な状況にあります。

一方、地方においても、人口減少に加え後継者難や人手不足等、引続き厳しい経営環境が続くものと予想されます。こうした経営環境のもと、当組合は、お取引先の持続的発展に向け、適時適切な資金繰り支援やアフターコロナを見据えた事業再構築支援等に積極的に取り組んで参ります。そして、いかなる情勢下においても、地域の皆様の「お役に立つ金融機関」を目指し、役職員一丸となって業務に邁進して、組合員、お取引先のご期待に応えて参る所存であります。

理事長 八子英雄

令和4年度の経営環境・事業概況

令和4年度のが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が徐々に進み、景気は緩やかに持ち直しの傾向がみられたものの、ウクライナ情勢の長期化による一段のエネルギー・食糧価格等の高騰や、海外金利上昇の影響等により、先行き不透明な状況が続いております。

一方、当組合における地域経済や中小零細企業においても、経済活動が正常化に向かう中、強まる人手不足感や原材料価格の高止まり、資材・部品不足の影響等を受け厳しさを増しています。

この様な経営環境の中、預金は、引続き地域に密着した営業基盤の拡充に努め、個人預金及び公金預金が増加したことから期中12億87百万円増加し567億31百万円となりました。貸出金は、事業者向け貸出残高の減少を主因に、期中5億17百万円減少し176億64百万円となりました。

当期の損益は、有価証券売却益の減少等により、経常利益は、38百万円減少の1億39百万円、当期純利益は、前期比45百万円減少の67百万円となりました。また、自己資本比率は、利益の積上げにより自己資本が増加したことから、前期末比0.31ポイント上昇し28.91%となりました。

事業方針

経営理念

『力を合わせて豊かな暮らし』

いかなる情勢にあらうとも、「利用者にとって利用し甲斐があり、職員にとって働き甲斐があり、経営者にとって経営し甲斐のある信用組合」を目指して、その実を挙げることを経営理念とする。

経営方針

- ・経営の基盤と経営力強化に努める。
- ・きめ細かな金融サービスの提供に努める。
- ・経営の効率化、合理化による収益力強化と自己資本の充実を図る。
- ・法令遵守、リスク管理体制の徹底を図る。
- ・和して競う職場をつくる。

当組合のあゆみ

昭和27年10月	地藏堂町信用組合設立 出資金 2,195千円
42年11月	大栄信用組合に改称
46年 3月	出資金1億円となる
47年 3月	現本店竣工
49年10月	普通預金会計機の使用開始
51年 2月	オフラインコンピュータ導入
52年 3月	出資金2億円となる
55年10月	電算室開設
58年 5月	第1次オンラインシステム稼働
59年 6月	新潟大栄信用組合へ改称
60年 1月	第2次オンラインシステム稼働
62年11月	他行為替オンラインシステム稼働
63年 3月	国債の代理窓口販売開始
平成元年 7月	第3次オンラインシステム稼働
10月	相川信用組合を吸収合併
10月	出資金3億円となる
6年 3月	国債の窓口販売開始(証券業務認可)
7年 9月	だいえいビジネスサービス㈱設立
9年12月	ポスト第3次システム及び西暦2000年対応稼働
14年10月	創立50周年
16年 5月	㈱アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とATM利用提携
17年 7月	しんくみ全国共同センター(SKC)加盟
18年 5月	郵貯(現ゆうちょ銀行)とATM利用提携
19年 5月	SKC第5次システム稼働
23年 3月	保険の窓口販売開始
25年 2月	でんさいサービス取扱開始
25年 8月	㈱ビューカードとATM利用提携
27年 5月	SKC第6次システム稼働
28年 3月	だいえいビジネスサービス㈱解散
28年 6月	県内11信組による「包括的連携協力に関する協定」締結
28年 8月	「燕三条地区事業承継支援ネットワーク」発足
29年 1月	個人型確定拠出年金(個人型401K)取扱開始
29年11月	法人向けインターネットバンキング取扱開始
30年 1月	個人向けインターネットバンキング取扱開始
30年 1月	ペイジー(Pay-easy)サービスの利用開始
30年10月	内国為替24時間365日対応取扱開始
31年 2月	出資証券不発行(ペーパーレス化)対応
令和元年10月	日本銀行歳入復代理店取扱開始(本店、柏崎支店)

トピックス

4年 6月	令和3年度第70期通常総代会開催
4年 7月	「PayPay」との口座連携開始
4年 8月	24時間テレビ「愛は地球を救う」募金取扱開始
4年 9月	しんくみの日週間として全店で清掃活動実施
4年11月	電子交換所における小切手・手形の交換決済開始
5年 2月	柏崎地区・長岡小国信友会合同文化講演会
	会場 柏崎市民プラザ 入場者数265名
	講師 須田慎一郎氏
	演題 日本経済の本当の姿
	～いま起こっていること、これから起きること～

経理・経営内容

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	909,886	982,807	871,706	990,130	891,412
経常利益	109,709	111,016	95,357	178,122	139,860
当期純利益	83,238	82,074	38,923	112,369	67,124
預金積金残高	51,956,858	52,195,075	55,005,408	55,443,395	56,731,163
貸出金残高	16,701,732	16,382,815	17,871,868	18,182,183	17,664,559
有価証券残高	25,295,343	25,011,212	26,997,202	27,874,603	26,871,938
総資産額	61,575,862	60,955,639	66,270,829	66,307,876	64,280,913
純資産額	8,698,398	8,246,342	8,411,352	8,176,930	7,211,623
単体自己資本比率	31.86%	30.04%	28.56%	28.60%	28.91%
出資総額	338,331	337,953	337,942	338,148	335,671
出資総口数	338,331口	337,953口	337,942口	338,148口	335,671口
出資に対する配当金	16,839	13,507	10,127	10,128	16,892
配当率	5%	4%	3%	3%	5%
職員数	63人	63人	66人	62人	61人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.職員数には、アルバイト、パート及び被出向の職員は含んでおりません。

貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)		
現金	426,953	372,794
預け金	18,969,577	18,332,518
有価証券	27,874,603	26,871,938
国債	3,060,140	2,972,250
地方債	4,279,600	4,063,280
社債	17,780,880	16,509,290
株式	906,281	1,123,623
その他の証券	1,847,702	2,203,494
貸出金	18,182,183	17,664,559
割引手形	267,129	219,868
手形貸付	1,841,353	1,726,445
証書貸付	15,400,339	15,041,829
当座貸越	673,360	676,416
その他資産	902,744	1,037,025
未決済為替貸	1,205	2,727
全信組連出資金	584,600	584,600
前払費用	162	92
未収収益	108,005	107,619
その他の資産	208,771	341,985
有形固定資産	464,228	447,443
建物	97,894	90,572
土地	267,367	266,996
その他の有形固定資産	98,966	89,874
無形固定資産	2,393	2,198
ソフトウェア	420	225
その他の無形固定資産	1,972	1,972
前払年金費用	181,741	182,808
繰延税金資産	-	121,966
債務保証見返	1,207	691
貸倒引当金	△ 697,756	△ 753,031
(うち個別貸倒引当金)	(△ 638,203)	(△ 659,190)
資産の部合計	66,307,876	64,280,913

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度
(負債の部)		
預金積金	55,443,395	56,731,163
当座預金	474,613	419,436
普通預金	18,617,140	19,206,182
貯蓄預金	2,086	2,121
通知預金	404,680	400,000
定期預金	31,840,039	32,640,261
定期積金	3,950,979	3,920,488
その他の預金	153,854	142,673
借入金	2,200,000	100,000
当座借越	2,200,000	100,000
その他負債	86,863	101,291
未決済為替借	8,623	10,813
未払費用	27,188	15,885
給付補填備金	1,237	1,099
未払法人税等	39,000	60,000
前受収益	9,247	9,103
払戻未済金	15	2,736
その他の負債	1,551	1,653
賞与引当金	10,739	10,386
役員退職慰労引当金	118,450	125,610
偶発損失引当金	3,924	147
繰延税金負債	266,365	-
債務保証	1,207	691
負債の部合計	58,130,945	57,069,289
(純資産の部)		
出資金	338,148	335,671
普通出資金	338,148	335,671
利益剰余金	7,227,600	7,284,596
利益準備金	349,401	349,401
その他利益剰余金	6,878,199	6,935,195
特別積立金	5,442,000	5,542,000
(出資配当積立金)	(42,000)	(42,000)
当期末処分剰余金	1,436,199	1,393,195
組合員勘定合計	7,565,748	7,620,267
その他有価証券評価差額金	611,181	△ 408,644
評価・換算差額等合計	611,181	△ 408,644
純資産の部合計	8,176,930	7,211,623
負債及び純資産の部合計	66,307,876	64,280,913

■貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	12年～39年
その他	2年～20年

- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先償債及び重要注意先償債に相当する償債については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

- 破綻懸念先償債に相当する償債については、償債額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償債及び実質破綻先償債に相当する償債については、償債額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての償債は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の整理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。なお、当事業年度末で年金資産が責任準備金を超えているため、当該超過額182百万円は、「前払年金費用」に計上しております。

- また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の整理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和3年4月分～令和4年3月分）

0.348%

- 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金4百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生しているものと認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で算出しております。役員取引等収益のうち、貸金庫など、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

- 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 753百万円

- その他情報

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定方法における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 172百万円

- その他情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる将来の事業計画に基づく課税所得が生ずる可能性が高い範囲内で認識しております。

課税所得が生ずる可能性の判断に、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは、将来の不確実な経済状況等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか本部業務課、資産自己査定室により行われ、また、定期的及び必要に応じて常勤理事会へ報告を行っております。さらに、信用管理の状況については、本部監査室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部事務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理

当組合は、市場関連リスク管理基準に従い、S-K-C-A-L-Mシステム等によって金利の変動リスクを計測し、BPV分析、VaR分析、ギャップ分析、アウトライヤー基準に基づくパーセンタイル値やIRRBBに係るΔEVEを用い、本部総務課により銀行勘定の金利リスクを算定し、定期的に常勤理事会へ報告を行うなど、資産負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

- (ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場関連リスク管理基準及び余資運用規程に従い行われております。このうち、本部事務課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、本部総務課による評価損益変動額の把握、VaR分析やストレステストなど、継続的なモニタリングを通じて、定期的に常勤理事会へ報告を行うなど価格変動リスクの軽減を図っております。

- (iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち、債券、投資信託及び株式の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは分散共分散法（保有期間3カ月、信頼区間99.9%、観測期間5年）により算出しており、当事業年度現在での当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,016百万円です。

なお、当組合では、定期的VaRバックテスティングを実施し計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません。（（注2）参照）

（単位：百万円）			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	18,332	18,347	15
(2) 有価証券			
その他有価証券	26,853	26,853	-
(3) 貸出金（*1）	17,664		
貸倒引当金（*2）	△753		
	16,911	17,515	604
金融資産計		62,097	62,717
(1) 預金積金（*1）	56,731	56,705	△25
(2) 借入金	100	100	-
金融負債計		56,831	56,805
			△25

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- （注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

- (2) 有価証券

株式及び投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については15.から18.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が6ヶ月以内と短期であるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	18
全信組連出資金（*1）	584
合 計	602

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期の有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	償還予定額			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	17,062	1,270	-	-
有価証券	1,100	2,900	6,200	15,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,100	2,900	6,200	15,000
貸出金（*）	7,076	7,400	2,468	415
合 計	25,238	11,570	8,668	15,415

(*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	返済予定額			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	34,415	22,316	-	-
借入金	100	-	-	-
合 計	34,515	22,316	-	-

(*）預金積金のうち、要求払預金は、「1年以内」に含めております。

15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下18.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的に区分した債券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	425	414	11
	債 券	9,252	8,600	651
	国 債	2,972	2,695	276
	地方債	3,130	2,901	228
	社 債	3,149	3,003	146
	そ の 他	136	131	5
	小 計	9,814	9,146	667
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	697	774	△76
	債 券	14,292	15,330	△1,038
	国 債	-	-	-
	地方債	932	1,069	△136
	社 債	13,359	14,261	△901
	そ の 他	2,066	2,184	△117
小 計	17,057	18,289	△1,232	
合 計		26,871	27,436	△564

16. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

17. 当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
2,325百万円	138百万円	-百万円

18. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

	償還予定額		
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
債 券	702百万円	2,402百万円	5,886百万円
国 債	-	-	987
地 方 債	-	-	442
社 債	702	2,402	4,456
そ の 他	399	496	284

19. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、社債58百万円であり、また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、また、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、その要因が格付の著しい低下等信用リスクの増大に起因しているものであります。

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私法（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	324百万円
危険債権額	1,000百万円
要管理債権額	248百万円
三月以上延滞債権額	10百万円
貸出条件緩和債権額	237百万円
小計額	1,573百万円
正常債権額	16,132百万円
合計額	17,706百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は219百万円であり、また、

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,448百万円であり、全額原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 1,213百万円

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	177百万円
土地評価減損	29
役員退職慰労引当金損算入限度超過額	34
債券償却額	16
株式償却額	7
減価償却損算入限度超過額	5
その他有価証券評価差額金	155
その他	10
繰延税金資産小計	437
評価性引当額	△265
繰延税金資産合計	172
繰延税金負債	
前払年金費用	50
繰延税金負債合計	50
繰延税金資産の純額	121百万円

25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預 け 金	1,500百万円
	有価証券	200百万円
担保資産に対応する債務	借 用 金	100百万円

上記のほか、公金取扱いのために現金1百万円、為替決済取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金1,820百万円を担保として提供しております。

26. 出資1口当たりの純資産額 21,484円20銭

経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度
経常収益	990,130	891,412
資金運用収益	697,697	714,240
貸出金利息	322,043	323,375
預け金利息	24,549	24,172
有価証券利息配当金	333,068	346,813
その他の受入利息	18,035	19,878
役務取引等収益	31,690	28,896
受入為替手数料	17,612	14,489
その他の役務収益	14,078	14,406
その他業務収益	122,582	55,117
国債等債券売却益	106,544	48,864
その他の業務収益	16,038	6,252
その他経常収益	138,160	93,157
株式等売却益	137,830	89,343
その他の経常収益	329	3,814
経常費用	812,008	751,551
資金調達費用	12,132	11,629
預金利息	13,545	11,827
給付補填備金繰入額	752	677
借入金利息	△ 2,165	△ 875
役務取引等費用	41,874	38,839
支払為替手数料	6,530	4,613
その他の役務費用	35,343	34,225
その他業務費用	-	58,901
国債等債券償却	-	58,897
その他の業務費用	-	3
経費	593,480	584,868
人件費	362,229	364,698
物件費	222,929	197,881
税金	8,320	22,288
その他経常費用	164,521	57,313
貸倒引当金繰入額	137,052	55,274
株式等償却	25,396	-
その他の経常費用	2,072	2,038
経常利益	178,122	139,860
特別利益	-	2
固定資産処分益	-	2
特別損失	417	895
固定資産処分損	0	0
減損損失	417	895
税引前当期純利益	177,704	138,966
法人税、住民税及び事業税	48,780	71,400
法人税等調整額	16,554	441
法人税等合計	65,334	71,842
当期純利益	112,369	67,124
繰越金(当期首残高)	1,323,829	1,326,071
当期末処分剰余金	1,436,199	1,393,195

■損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 198円43銭

3. 当期において以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
柏崎市内	営業用店舗1カ店	土地	60千円
佐渡市内	営業用店舗1カ店等	土地	310千円
燕市内	遊休資産1カ店等	その他の有形固定資産	524千円
合 計			895千円

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取扱っております。組合全体に関連する資産である本部及び文書保管倉庫等については、共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により営業用店舗2カ店等を、また、遊休資産は、1カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額895千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、対象資産の重要性を鑑み、主として直近の固定資産税評価額等に基づき算定しております。

■剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	1,436,199	1,393,195
剰余金処分額	110,128	116,892
出資に対する配当金	10,128	16,892
	(年3%の割合)	(年5%の割合)
特別積立金	100,000	100,000
繰越金(当期末残高)	1,326,071	1,276,303

法定監査の状況

- ・当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当していません。
- ・当組合は、監事3名(うち1名は公認会計士)による監事監査を受けております。

内部監査の有効性の確認

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月27日
新潟大栄信用組合

理事長 八子 英雄

経理・経営内容

粗利益及び業務純益等

科目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	697,697	714,240
資金調達費用	12,132	11,629
資金運用収支	685,564	702,610
役務取引等収益	31,690	28,896
役務取引等費用	41,874	38,839
役務取引等収支	△ 10,183	△ 9,942
その他業務収益	122,582	55,117
その他業務費用	-	58,901
その他の業務収支	122,582	△ 3,783
業務粗利益	797,963	688,884
業務粗利益率	1.22%	1.05%
業務純益	266,577	76,888
実質業務純益	211,613	111,176
コア業務純益	105,068	121,209
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	105,068	121,209

(注)1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度・令和3年度費用はともありません。)を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$3. \text{業務純益} = \text{業務収益} - (\text{業務費用} - \text{金銭の信託運用見合費用})$$

$$4. \text{実質業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額}$$

$$5. \text{コア業務純益} = \text{実質業務純益} - \text{国債等債券損益}$$

経費の内訳

科目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
人件費	362,229	364,698
報酬・給料・手当	296,984	291,187
賞与引当金繰入額	△ 910	△ 353
退職給付費用	16,864	25,484
社会保険料等	42,160	41,219
その他	7,130	7,160
物件費	222,929	197,881
事務費	121,081	111,175
固定資産費	49,393	37,164
事業費	10,749	13,333
人事厚生費	2,047	1,846
預金保険料	15,895	7,949
その他	23,763	26,412
税金	8,320	22,288
合計	593,480	584,868

受取利息及び支払利息の増減

科目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	25,809	16,543
支払利息の増減	△ 5,534	△ 503

総資産利益率

区分	(単位:%)	
	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.27	0.21
総資産当期純利益率	0.17	0.10

$$\text{(注)総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

区分	(単位:%)	
	令和3年度	令和4年度
資金運用利回 (A)	1.06	1.09
資金調達原価率 (B)	1.03	1.01
総資金利鞘 (A)-(B)	0.03	0.08

職員1人当たりの預金及び貸出金残高

科目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
預金	894,248	930,019
貸出金	293,261	289,582

(注) 職員数は、役員を除いた期末日現在を使用しております。

1店舗当たりの預金及び貸出金残高

科目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
預金	5,544,339	5,673,116
貸出金	1,818,218	1,766,455

役務取引の状況

科目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	31,690	28,896
受入為替手数料	17,612	14,489
その他の受入手数料	14,064	14,391
その他の役務取引等収益	14	15
役務取引等費用	41,874	38,839
支払為替手数料	6,530	4,613
その他の支払手数料	5,575	4,137
その他の役務取引等費用	29,767	30,087

その他業務収益の内訳

科目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	106,544	48,864
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	16,038	6,252
合計	122,582	55,117

預貸率及び預証率

科目	(単位:%)	
	令和3年度	令和4年度
預貸率	期末	32.79
	期中平均	32.12
預証率	期末	50.27
	期中平均	48.36

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

科目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	65,355,653	697,697	1.06	65,477,726	714,240	1.09
うち貸出金	17,885,066	322,043	1.80	17,765,618	323,375	1.82
うち預け金	19,965,249	24,549	0.12	19,640,122	24,172	0.12
うち有価証券	26,920,728	333,068	1.23	27,487,376	346,813	1.26
資金調達勘定	57,907,477	12,132	0.02	57,980,842	11,629	0.02
うち預金積金	55,667,329	14,297	0.02	56,313,305	12,505	0.02
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	2,240,147	△ 2,165	△ 0.09	1,667,536	△ 875	△ 0.05

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和3年度571千円、令和4年度592千円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度・令和4年度残高はともありません。)および利息(令和3年度・令和4年度利息はともありません。)をそれぞれ控除して表示しています。

資金調達

預金者別預金残高

区 分	(単位:百万円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	46,092	83.1	46,596	82.1
法人	9,351	16.8	10,134	17.8
一般法人	9,094	16.4	9,262	16.3
金融機関	16	0.0	9	0.0
公金	239	0.4	863	1.5
合 計	55,443	100.0	56,731	100.0

預金種目別平均残高

種 目	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	19,782,815	35.5	20,112,560	35.7
定期性預金	35,814,469	64.3	36,134,106	64.1
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	70,043	0.1	66,637	0.1
合 計	55,667,329	100.0	56,313,305	100.0

定期預金区分別残高・財形貯蓄残高

区 分	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
大口定期	4,888,939	15.3	5,556,672	17.0
スーパー定期	10,856,845	34.0	11,448,756	35.0
ミニスーパー定期	15,459,119	48.5	15,040,311	46.0
期日指定定期	626,600	1.9	586,663	1.7
財形貯蓄預金	1,523	0.0	845	0.0
固定金利定期預金計	31,833,028	99.9	32,633,249	99.9
変動金利定期預金	7,011	0.0	7,011	0.0
合 計	31,840,039	100.0	32,640,261	100.0

(注)

1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2.定期性預金＝定期預金＋定期積金

3.その他の預金＝別段預金＋納税準備預金

資金運用

貸出金の担保別残高

区 分	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	169,111	0.9	156,452	0.8
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	6,478,820	35.6	6,526,776	36.9
その他	-	-	-	-
小 計	6,647,932	36.5	6,683,229	37.8
信用保証協会・信用保険	3,675,407	20.2	3,526,704	19.9
保証	4,616,846	25.3	4,305,958	24.3
信用	3,241,996	17.8	3,148,667	17.8
合 計	18,182,183	100.0	17,664,559	100.0

債務保証見返の担保別残高

区 分	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-
信用保証協会・信用保険	1,207	100.0	691	100.0
保証	-	-	-	-
信用	-	-	-	-
合 計	1,207	100.0	691	100.0

貸出金業種別残高及び構成比

業 種 別	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	3,866,823	21.2	3,549,152	20.0
農業、林業	137,025	0.7	132,590	0.7
漁業	38,285	0.2	36,770	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	2,368,833	13.0	2,386,972	13.5
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-
情報通信業	7,317	0.0	7,340	0.0
運輸業、郵便業	269,677	1.4	240,110	1.3
卸売業、小売業	1,016,776	5.5	917,742	5.1
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業	370,715	2.0	501,845	2.8
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	32,903	0.1	35,350	0.2
宿泊業	564,943	3.1	623,521	3.5
飲食業	245,758	1.3	219,469	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	180,108	0.9	200,332	1.1
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-
その他のサービス	620,893	3.4	426,022	2.4
その他の産業	9,000	0.0	14,000	0.0
小 計	9,729,062	53.5	9,291,221	52.5
地方公共団体	2,839,809	15.6	2,765,202	15.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,613,310	30.8	5,608,135	31.7
合 計	18,182,183	100.0	17,664,559	100.0

貸出金使途別残高

区 分	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	8,631,357	47.4	8,249,808	46.7
設備資金	9,550,825	52.5	9,414,751	53.2
合 計	18,182,183	100.0	17,664,559	100.0

貸出金金利区分別残高

区 分	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	12,642,400	69.5	11,932,131	67.5
変動金利	5,539,782	30.4	5,732,427	32.4
合 計	18,182,183	100.0	17,664,559	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

区 分	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,321,234	29.2	1,285,998	29.3
住宅ローン	3,189,936	70.7	3,093,257	70.6
合 計	4,511,170	100.0	4,379,256	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資金運用

貸出金種類別平均残高

科目	(単位:千円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	236,998	1.3	278,953	1.5
手形貸付	1,623,492	9.0	1,579,887	8.8
証書貸付	15,453,265	86.4	15,315,038	86.2
当座貸越	571,309	3.1	591,738	3.3
合計	17,885,066	100.0	17,765,618	100.0

代理貸付残高の内訳

科目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	6,035	3,455
独立行政法人住宅金融支援機構	81,587	62,622
独立行政法人福祉医療機構	1,021	832
合計	88,645	66,911

有価証券種類別・残存期間別残高

区分		(単位:百万円)						
		期間の定め無	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計	
								令和3年度
債券	令和3年度	-	401	1,922	5,896	16,900	25,120	
	令和4年度	-	702	2,402	5,886	14,552	23,544	
国債	令和3年度	-	-	-	227	2,832	3,060	
	令和4年度	-	-	-	987	1,984	2,972	
	地方債	令和3年度	-	-	-	227	4,052	4,279
		令和4年度	-	-	-	442	3,620	4,063
社債	令和3年度	-	401	1,922	5,441	10,015	17,780	
	令和4年度	-	702	2,402	4,456	8,947	16,509	
株式	令和3年度	906	-	-	-	-	906	
	令和4年度	1,123	-	-	-	-	1,123	
外国証券	令和3年度	-	-	703	195	-	899	
	令和4年度	-	399	496	284	-	1,181	
その他の証券	令和3年度	947	-	-	-	-	947	
	令和4年度	1,022	-	-	-	-	1,022	
合計	令和3年度	1,854	401	2,626	6,091	16,900	27,874	
	令和4年度	2,145	1,102	2,899	6,171	14,552	26,871	

有価証券種類別平均残高

区分	(単位:百万円、%)			
	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	2,695	10.0	2,696	9.8
地方債	4,313	16.0	3,970	14.4
社債	17,261	64.1	17,714	64.4
株式	954	3.5	982	3.5
外国証券	903	3.3	1,112	4.0
その他の証券	792	2.9	1,010	3.6
合計	26,920	100.0	27,487	100.0

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社団債、事業債が含まれます。
2. 「その他の証券」は、投資信託です。

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社団債、事業債が含まれます。
2. 「その他の証券」は、投資信託です。

有価証券の取得価格、時価及び評価損益

■満期保有目的の債券

該当ありません

■その他有価証券

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
		貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	88	86	2	425
債券	15,190		14,116	1,073	9,252	8,600	651
国債	3,060		2,695	364	2,972	2,695	276
地方債	3,275		2,902	373	3,130	2,901	228
社債	8,854		8,518	335	3,149	3,003	146
その他	1,492		1,382	110	136	131	5
小計	16,771		15,585	1,186	9,814	9,146	667
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	817	871	△ 54	697	774	△ 76
	債券	9,930	10,204	△ 274	14,292	15,330	△ 1,038
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	1,004	1,067	△ 63	932	1,069	△ 136
	社債	8,926	9,137	△ 210	13,359	14,261	△ 901
	その他	355	368	△ 13	2,066	2,184	△ 117
小計	11,102	11,444	△ 341	17,057	18,289	△ 1,232	
合計	27,874	27,030	844	26,871	27,436	△ 564	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社団債、事業債が含まれます。
3. 「その他」は、外国証券及び投資信託です。

■商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません

その他業務

内国為替取扱実績

項目		(単位:百万円、件)			
		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	仕向	46,894	22,390	45,624	22,250
	被仕向	56,305	21,003	56,782	24,263
代金取立	仕向	1,475	2,844	955	1,226
	被仕向	864	1,720	451	753

■売買目的有価証券

該当ありません

■子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

■時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

項目	(単位:百万円)	
	令和3年度 貸借対照表計上額	令和4年度 貸借対照表計上額
満期保有の債券	-	-
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	-	-
子会社・子法人等株式 関連法人等株式	-	-
その他有価証券	18	18
非上場株式	18	18

■金銭の信託、デリバティブ等商品

該当ありません

■信託業務

該当ありません

証券業務

公共債窓口販売実績

項目	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
国債	-	-

注) 販売実績は、受渡基準で記載しております。

自己資本の充実の状況(定性的な開示)

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

普通出資金	発行主体：新潟大栄信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：335百万円
-------	--

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げを確実に実施してきたため、令和4年度末の自己資本比率は、28.91%と国内基準の4%を大幅に上回り、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

■信用リスクに関する事項

1. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の資産価値が減少・消滅し当組合が損失を被るリスクのことです。当組合は信用リスクをはじめとしたリスク管理を経営の重要課題と位置づけ、「リスク管理に関する基本方針」の基で与信判断の指針等を「クレジット・ポリシー」に定め、組織全体に周知遵守を促すと共に、信用リスクを確実に認識・管理する態勢の構築に努めております。

信用リスクについては、小口多数取引の推進によるリスク分散を図りながら、特定業種、大口と与信先等さまざまな角度から資産内容を定期的に分析すると共に、定期的実施している資産自己査定に基づく貸倒引当金算定を通じて把握・管理しております。

各資産が保有する信用コストは、「資産自己査定実施規程」「償却・引当の計上基準規定」に基づく資産自己査定を通じて個別に把握し、それらを基に債務者区分毎に計算された貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じ貸倒引当金として算定しております。

なお、資産自己査定、償却・引当の結果については、監事(公認会計士)による監査を受けるなど適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・ 株式会社投資情報センター(R&I)
- ・ 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、リスク管理の観点から信用リスクを軽減する為の措置として、与信内容に応じ預金担保、不動産担保、保証等による保全措置を講じております。個別の与信判断においては、資金使途、返済財源、財務内容、経営環境等に加え、当組合では特に対人信用を重視しており、保全措置はあくまでも補完的な位置づけとしております。担保・保証の取得においては、お客様に対し十分な説明を通じて契約内容の理解に努めると共に、各担保・保証については「融資事務要領」「不動産評価調査のてびき」等に基づき、適切に評価・管理を行っております。

なお、パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、適格金融資産担保として当組合預金、政府関係機関の保証、適格格付機関が付与している格付により判定した優良保証会社の保証が挙げられます。信用リスク削減手法適用における信用リスクの集中状況は、同一エクスポージャーに偏ることなく、小口分散管理しております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では、「リスク管理に関する基本規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備しております。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理規程」に基づき、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱規程」等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、厳正な事務管理に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、各種業務について、関係法令をはじめ規程等に照らし適正であるかをコンプライアンス統括室が厳正なリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っております。また、当組合は、コンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、人的リスクや危機管理体制等全般的なリスクの把握と適正な管理に努めております。

オペレーショナル・リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとしております。また、これらリスクに関しては、必要に応じて経営陣に対し、理事会等を通じて報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、不動産投資信託、全信組連等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、不動産投資信託への投資は、「余資運用規程」に基づく投資枠での取引に限定しており、厳格な運用・管理を行っております。上場株式、不動産投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に経営陣へ報告しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「余資運用規程」、「市場関連リスク管理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、金利リスクを含む市場リスク全体をALMシステム等により計測し、金利リスクについては、BPV分析、VaR分析、IRRBB(ΔEVE)を用い、定期的に銀行勘定の金利リスクを算定し、常勤理事会に報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

なお、当組合は、内部管理基準に基づく、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクは、そのリスク量合計が、基本的項目(Tier1)から所要自己資本額(リスク・アセットの額×4%)を控除した範囲内に十分収まっていることを前提とするリスク・コントロールを行っております。

2. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、以下の定義に基づいて計測しております。

ΔEVEにおけるコア預金の取扱い	
コア預金の考慮	保守的な前提の反映により考慮
流動性預金全体に占めるコア預金の割合	46.65%
コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.5年
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.16年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	2.5年
ΔNIIにおけるコア預金の取扱い	
ΔEVE・ΔNIIにおける固定金利貸出の期限前返済の考慮	保守的な前提の反映により考慮
ΔEVE・ΔNIIにおける定期預金の早期解約の考慮	保守的な前提の反映により考慮
ΔEVE・ΔNIIにおける固定金利コミットメントラインの考慮	考慮していない
複数の通貨の集計方法およびその前提	1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有していない
内部モデルの使用等	使用していない

(単位:百万円)

IRRBB1 金利リスク

項番	ΔEVE		ΔNII	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	2,919	2,542	238	215
2	0	0	0	0
3	2,466	2,166		
4				
5				
6				
7	2,919	2,542	238	215
	令和3年度	令和4年度		
8	7,481	7,563		

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注)2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。

自己資本の充実の状況

■自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	7,555	7,603
うち、出資金及び資本剰余金の額	338	335
うち、利益剰余金の額	7,227	7,284
うち、外部流出予定額(△)	10	16
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	59	93
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	59	93
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,615	7,697
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	131	132
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	133	133
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,481	7,563
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	24,889	24,860
資産(オン・バランス)項目	24,829	24,845
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス取引等項目	60	14
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,265	1,293
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	26,155	26,154
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	28.60%	28.91%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	24,889	995	24,860	994
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	24,889	995	24,860	994
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	70	2	59	2
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,097	163	3,984	159
法人等向け	10,901	436	10,644	425
中小企業等向け及び個人向け	3,160	126	2,792	111
抵当権付住宅ローン	90	3	82	3
不動産取得等事業向け	906	36	1,114	44
三月以上延滞等	138	5	105	4
取立未済手形	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	344	13	328	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	229	9	396	15
出資等のエクスポージャー	229	9	396	15
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	4,921	196	5,321	212
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	251	10	251	10
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	584	23	584	23
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	43	1	43	1
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	4,041	161	4,442	177
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,265	50	1,293	51
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	26,155	1,046	26,154	1,046

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 残存期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		三月以上延滞エクスポージャー		債券		デリバティブ取引	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
国内	66,747	63,984	20,024	17,877	321	325	24,373	23,984	-	-
国外	903	1,204	-	-	-	-	903	1,204	-	-
地域別合計	67,651	65,188	20,024	17,877	321	325	25,277	25,188	-	-
製造業	7,456	7,157	3,957	3,668	8	7	3,008	2,808	-	-
農業、林業	162	159	162	159	-	-	-	-	-	-
漁業	43	42	43	42	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	2,874	2,854	2,674	2,654	96	75	199	199	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	2,382	2,333	-	-	-	-	2,308	2,307	-	-
情報通信業	1,268	1,349	7	7	-	-	1,107	1,294	-	-
運輸業、郵便業	2,319	1,990	282	242	28	18	2,002	1,701	-	-
卸売業、小売業	3,076	2,942	1,161	1,029	43	42	1,915	1,913	-	-
金融業、保険業	23,409	21,609	1,799	170	-	-	1,807	2,107	-	-
不動産業	3,823	3,842	395	518	-	-	3,428	3,324	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	100	89	100	89	-	-	-	-	-	-
宿泊業	591	648	591	648	-	-	-	-	-	-
飲食業	278	252	278	252	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	373	353	373	353	52	52	-	-	-	-
教育、学習支援業	100	100	-	-	-	-	100	100	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	867	784	766	550	0	0	101	233	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	12,143	11,967	2,842	2,766	-	-	9,297	9,197	-	-
個人	4,561	4,698	4,561	4,698	91	128	-	-	-	-
その他	1,817	2,011	27	25	-	-	-	-	-	-
業種別合計	67,651	65,188	20,024	17,877	321	325	25,277	25,188	-	-
1年以下	24,147	21,310	4,840	3,136	-	-	401	1,105	-	-
1年超3年以下	2,919	3,613	1,592	1,426	-	-	1,309	1,406	-	-
3年超5年以下	3,569	4,345	2,263	2,328	-	-	1,305	1,524	-	-
5年超7年以下	3,886	3,419	1,954	1,314	-	-	1,929	2,105	-	-
7年超10年以下	8,410	8,341	4,296	4,235	-	-	4,114	4,106	-	-
10年超	20,856	19,934	4,639	4,992	-	-	16,217	14,941	-	-
その他	3,859	4,224	436	443	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	67,651	65,188	20,024	17,877	-	-	25,277	25,188	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記業種区分欄の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. 上記残存期間区分欄の「その他」は、残存期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には期間の定めが無い現金・貸出金、延滞貸出金(最終期限経過・3ヶ月以上延滞)、有形固定資産等が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	11,935	-	11,794
10%	-	4,326	-	4,060
20%	23,986	101	22,020	102
35%	-	256	-	234
50%	11,669	194	11,454	221
75%	-	3,966	-	3,492
100%	1,310	9,726	1,209	10,445
150%	-	59	-	35
250%	-	117	-	117
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	36,965	30,685	34,683	30,504

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首 残高	当期 増加額	当期減少		期末 残高
				目的 使用	その他	
一般貸倒 引当金	3年度	114	59	-	114	59
	4年度	59	93	-	59	93
個別貸倒 引当金	3年度	628	638	182	446	638
	4年度	638	659	-	638	659
合計	3年度	742	697	182	560	697
	4年度	697	753	-	697	753

(注)当組は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	3年度	4年度	3年度	4年度	目的使用		その他		3年度	4年度	3年度	4年度
製造業	123	409	409	370	-	-	123	409	409	370	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	87	89	89	104	-	-	87	89	89	104	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	8	13	13	18	-	-	8	13	13	18	-	-
卸売業、小売業	27	27	27	27	-	-	27	27	27	27	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	181	-	-	-	178	-	3	-	-	-	-	-
飲食業	106	-	-	2	-	-	106	-	-	2	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	38	48	48	52	-	-	38	48	48	52	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	55	50	50	82	3	-	51	50	50	82	-	-
合計	628	638	638	659	182	-	446	638	638	659	-	-

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証		クレジット・デリバティブ	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	169	156	2,220	2,191	-	-
①ソブリン向け	-	-	1,813	1,813	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③法人等向け	34	32	0	-	-	-
④中小企業等・個人向け	132	118	387	364	-	-
⑤抵当権付住宅ローン	-	-	1	1	-	-
⑥不動産取得等事業向け	-	-	-	1	-	-
⑦三月以上延滞等	-	-	1	1	-	-
⑧出資等	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
⑨その他	2	4	15	9	-	-

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には、個人(個人事業主を含む)向けの一定金額以上のエクスポージャーです。

■出資等エクスポージャーに関する事項

○貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,835	1,835	2,127	2,127
非上場株式等	602	-	602	-
合計	2,438	1,835	2,730	2,127

(注)1. 不動産投資信託(REIT)については、上場株式等として計上しております。
2. 上記の非上場株式等の主な内訳は、全信組連出資金584百万円、商工中金株式17百万円、信組情報サービス株式1百万円であり、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

○出資等エクスポージャーの売却

区分	及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)	
	令和3年度	令和4年度
売却益	137	89
売却損	-	-
償却	25	-

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で

区分	認識されない評価損益の額 (単位:百万円)	
	令和3年度	令和4年度
評価損益	47	△ 157

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません

○貸借対照表及び損益計算書で

認識されない評価損益の額
該当ありません

不良債権の状況

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	610	175	434	610	100.0	100.0
	令和4年度	324	95	229	324	100.0	100.0
危険債権	令和3年度	635	238	203	442	69.5	51.2
	令和4年度	1,000	346	429	776	77.6	65.8
要管理債権	令和3年度	209	86	20	107	51.0	16.4
	令和4年度	248	101	39	141	56.7	26.8
三月以上延滞債権	令和3年度	17	7	1	9	51.0	16.4
	令和4年度	10	4	1	6	56.7	26.8
貸出条件緩和債権	令和3年度	191	79	18	97	51.0	16.4
	令和4年度	237	97	37	134	56.7	26.8
小計	令和3年度	1,455	501	658	1,159	79.6	68.9
	令和4年度	1,573	543	698	1,242	78.9	67.8
正常債権	令和3年度	16,768					
	令和4年度	16,132					
合計	令和3年度	18,224					
	令和4年度	17,706					

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	610	324	△ 285
危険債権	635	1,000	364
要管理債権	209	248	38
三月以上延滞債権	17	10	△ 7
貸出条件緩和債権	191	237	45
小計	1,455	1,573	117
正常債権	16,768	16,132	△ 635
合計	18,224	17,706	△ 518
不良債権比率	7.98%	8.88%	+0.90pt

貸出金償却額

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	-	-

偶発損失引当金

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度
偶発損失引当金	3,924	147

貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	59,553	△ 54,964	93,841	34,288
個別貸倒引当金	638,203	9,843	659,190	20,986
合計	697,756	△ 45,121	753,031	55,274

不良債権の状況

「資産自己査定(債務者区分)」と「金融再生法開示債権」「リスク管理債権」の関係及び償却・引当方針

資産自己査定 (対象債権: 総与信) 債務者区分		リスク管理債権・金融再生法開示債権 (対象債権: 総与信) 区分	償却・引当方針	
破綻先	破産更生債権及び これらに準ずる債権	危険債権	個別 直接 貸倒 引当 金	担保・保証等保全のない部分に100%を償却・引当
実質破綻先				担保・保証等保全のない部分に過去の貸倒実績と将来見込みに係る必要な修正を加え、今後3年分の予想損失額を引当
破綻懸念先				過去の貸倒実績と将来見込みに係る必要な修正を加え、今後3年分の予想損失額を引当
要注意先	要管理先	要管理債権(貸出金)	一般 貸倒 引当 金	過去の貸倒実績と将来見込みに係る必要な修正を加え、今後1年分の予想損失額を引当
	その他要注意先	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権		過去の貸倒実績と将来見込みに係る必要な修正を加え、今後1年分の予想損失額を引当
正常先		正常債権		

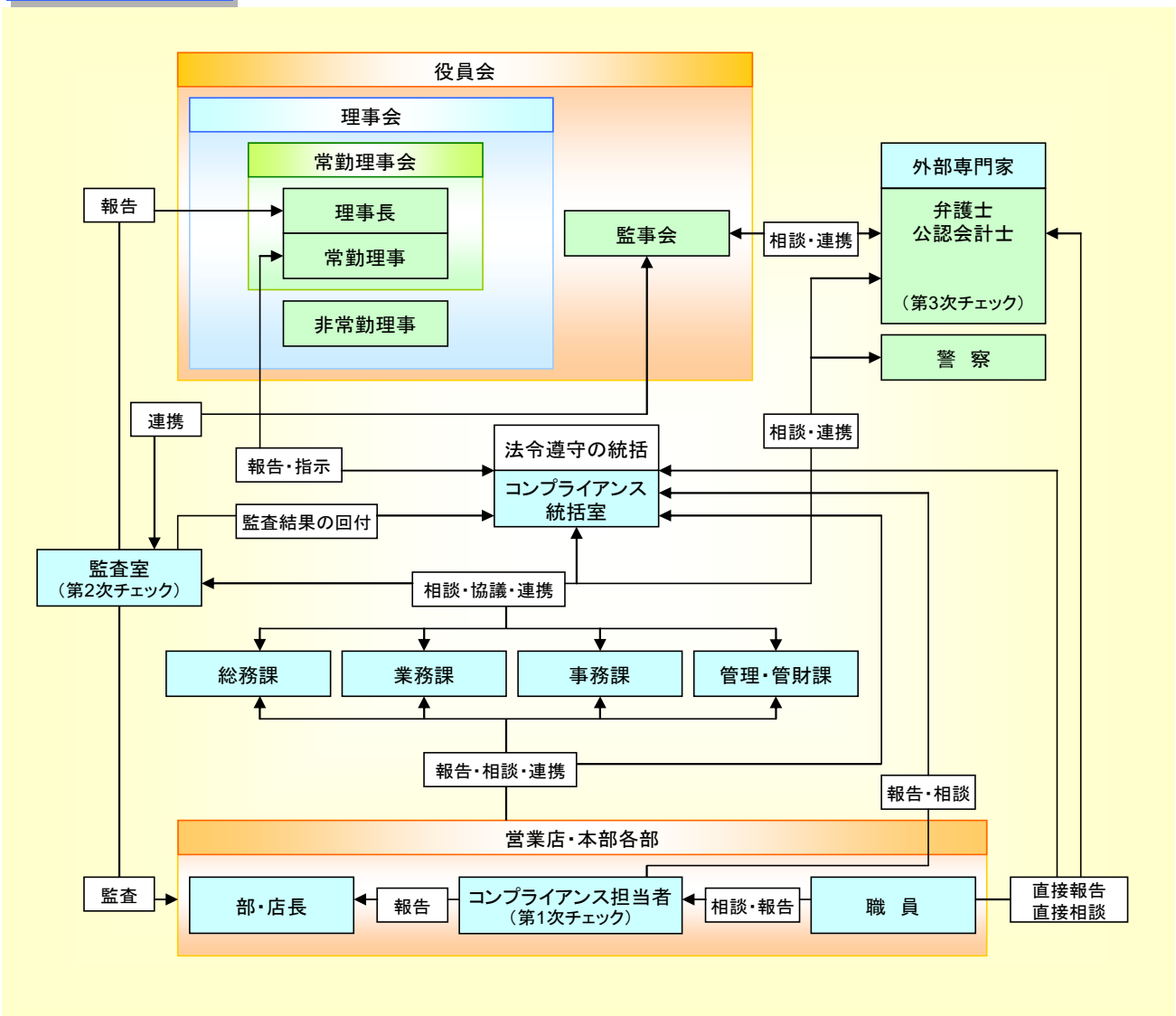
※総与信とは、貸出金と貸出金に準ずる債権(貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返)を含んだ合計額です。

コンプライアンス(法令遵守)体制

当組合は、コンプライアンス体制の徹底を経営の最重要課題と位置付け、その体制整備充実を図っております。

各部店では部店長他を「コンプライアンス担当者」として任命し、コンプライアンス問題の未然防止、問題の早期発見や職員のコンプライアンスに関する相談等への対応を行っております。コンプライアンス統括室では、常勤理事会の指示するところによりコンプライアンスの推進を図っております。このほか全職員に配布した「コンプライアンス・マニュアル」をもとに、集合研修等を実施するなどコンプライアンスの周知・徹底を図り、役職員の高い倫理観と遵法精神の啓蒙に努めております。

法令等遵守体制図



コンプライアンス(法令遵守)体制

反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備

当組合は、信用組合の持つ社会的責任と公共的使命を果たすため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しました。反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めています。また、基本方針を具現化するため、信用組合取引約定書や各種預金規定に反社会的勢力の排除条項を盛り込んでいくなどの態勢整備を図っています。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引を含めた関係の遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

リスク管理体制

当組合は、リスク管理体制の徹底を最重要経営課題として位置付け、総合的なリスク管理の基本方針として「リスク管理に関する基本方針・規程」を定めております。

これに基づき当組合が管理してゆくリスクの種類や各リスク管理部署等の組織と役割及びリスク管理の内容を「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」で具体的に定め、金融自由化の進展、金融技術の革新、金融商品の多様化などに伴い増加するリスクに対応する為の管理態勢強化に努めております。

■信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。

当組合では、「信用リスク管理規程」において中小零細企業、地域社会の健全な発展に繋がる融資を与信判断の指針として掲げ、信用リスク管理態勢の充実強化に取り組んでおります。

与信判断においては、申込者の信用力等を総合的に考慮しながら、特定の取引先・業種に偏重することの無い小口多数主義の融資に努めると共に、各部署が連携しながら大口与信先を初めとした与信先のモニタリングに努めております。また、リスク管理の状況を定期的に全常勤理事に報告を行うことにより厳正な管理に努めております。

また、各資産については、毎年「資産自己査定実施規程」(9月期においては簡易手法)に基づく資産自己査定を実施しており、本部資産自己査定室における第2次査定、本部監査室における内部監査に加え、監事(公認会計士)による監査を実施することにより、適正な償却・引当に努めております。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当組合では、市場リスク管理の運営及び手法等について「市場関連リスク管理基準」を定め、市場取引が健全に行われるようポジション枠等の設定など一定のリスクテイクを行いながら、安定的な収益を上げることを基本的スタンスとしております。また、リスク管理の状況を定期的に常勤理事会に報告を行うことにより金利や価格変動に機動的に対応すると共に、自己資本に見合った適正なリスク・リミット、ポジション枠を遵守することにより、市場関連リスクの厳正な管理に努めております。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により通常の取引が不能となることで損失を被ったり、風評等で資金繰りに支障をきたすリスクのことです。

本部事務課が日常の資金繰りを行っており、また、本部総務課が流動性リスク全体の管理を行い牽制機能が十分発揮できる体制を整備しております。資金繰り管理では、日次または月次の資金繰り見通しを作成し、調達可能額や流動性資産の把握、大口資金の期日集中の確認などに努め、資金繰りの状況を常勤理事会に報告し、不測の事態に万全を期しております。

■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

■事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。

当組合では、事務リスクの発生を未然に防ぐための体制面の強化とともに、内部牽制機能の充実にも努めております。本部監査室において全店の臨店監査を年1回以上実施するほか、営業店において毎月自店検査を実施しており、事務水準の向上、事故防止、業務運営の適正化を図っております。

■システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止や誤作動などにより損失を被るリスクのことです。

当組合は、信組共同センター(SKCC)を利用していますが、SKCCでは、万が一障害や災害が発生した場合には、損失を極小化できるようバックアップシステムを構築し、早期回復に向けた訓練を実施しております。また、顧客データに関しては、個人情報保護管理規程に基づきお客様の情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止に努めております。

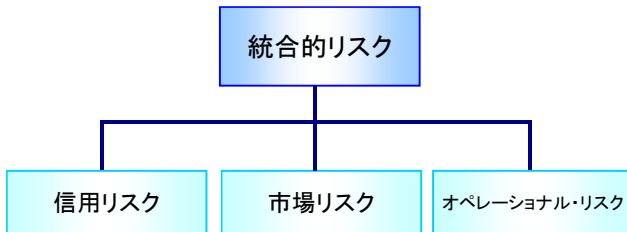
■その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク)

当組合では、各種業務内容が、関係法令をはじめ規程等に照らし適正であるかをコンプライアンス統括室において厳正にリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っております。また、当組合は、コンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、人的リスクや危機管理体制等全般的なリスクの把握と適正な管理に努めております。

リスク管理体制

■統合的リスク管理

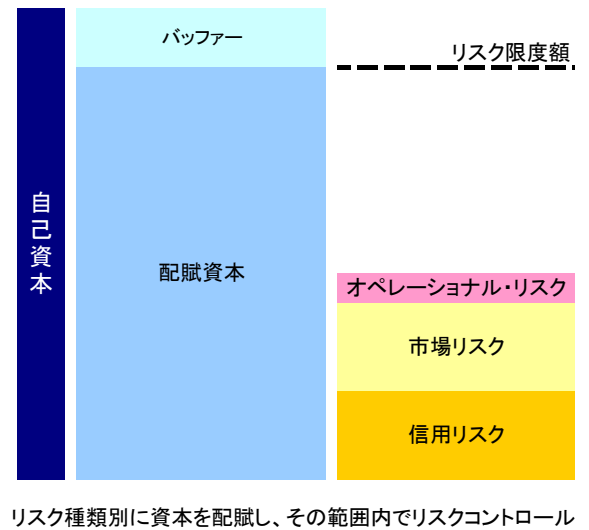
当組合は、資本配賦運営に関する方針を定め、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといった異なる種類のリスクを計量化し、これを経営体力(自己資本)の範囲内にコントロールするリスク管理を実施しております。具体的には、当組合の自己資本額からバッファーを除いた額をリスク資本配賦額(リスク限度額)として、一定額を市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、この配賦額と各部門のリスク相当額を比較することによりリスクをコントロールしております。



<リスク量の計測方法>

- 信用リスク
名寄せ後1億円以上の貸出先に対する未保全額。ただし地方公共団体向けは除く。
- 市場リスク(①+②+③)
 - ①金利リスク $\Delta E V E$ 最大値シナリオ
 - ②株価変動リスク
 - ・純投資株 個別株式・株式市場の変動を保有期間3か月、信頼区間99%、
(投資信託含む) 観測期間5年のVaR
 - ・政策株 帳簿価格
 - ③為替変動リスク 外国為替の変動を保有期間3か月、信頼区間99%、
観測期間5年のVaR
- オペレーショナル・リスク
パーゼルⅢにおける基礎的手法(直近3年間の業務粗利益の平均値×15%相当額)

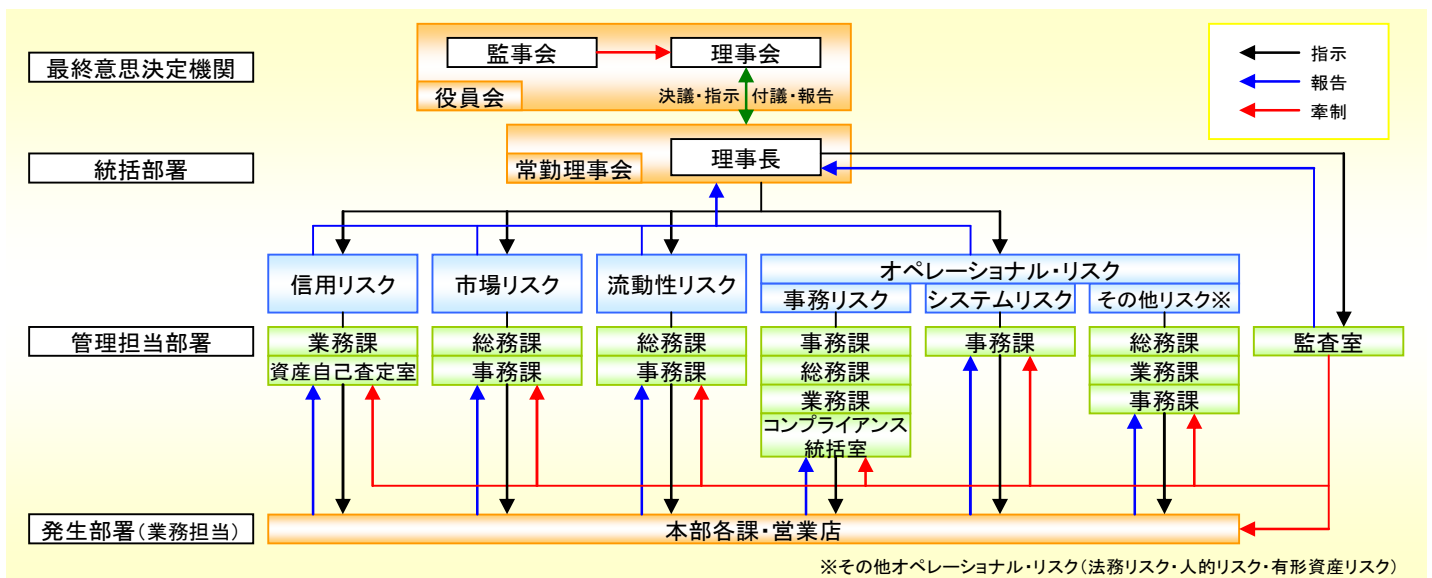
資本配賦の仕組み



■内部監査体制

当組合では、本部監査室において「年度監査計画」を策定し、全ての業務部署を対象とした内部監査を年1回以上実施することにより、内部管理態勢の適切性、有効性を客観的見地から検証・改善提言を行い、当組合の健全性の確保と経営効率の向上に取り組んでおります。

リスク管理に関する体系図

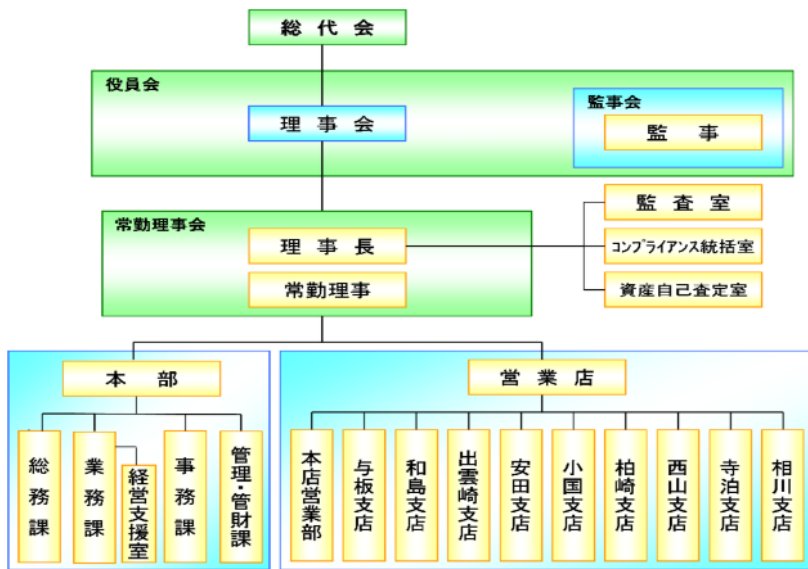


役員一覧

		(令和5年6月末現在)			
理事長	[代表理事]	や	こ	ひ	お
		八	子	英	雄
常務理事	[代表理事] [総務部長] [コンプライアンス統括室長]	わか	ばやし	ふみ	お
		若	林	文	夫
常務理事	[代表理事] [業務部長]	おお	たく	と	おる
		大	宅	徹	
理事	[非常勤] [弁護士]	たか	ほし	のぶ	ゆき
		高	橋	信	行
理事	[非常勤]	す	だ	たか	お
		須	田	孝	雄
常勤監事		み	うら	えい	じ
		三	浦	栄	治
監事	[非常勤] [公認会計士]	なか	やま	ゆき	お
		中	山	幸	夫
監事	[非常勤]	かね	うち	しん	じ
		金	内	信	次

◇当組合は、職員出身者以外の理事・監事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業の組織



組合員の推移

	個人	法人	合計
令和3年度末	11,690人	787人	12,477人
令和4年度末	11,585人	776人	12,361人

職員の状況

	職員数	平均年齢	平均勤続年数
令和3年度末	62人	39歳 11月	13年 10月
令和4年度末	61人	40歳 02月	11年 10月

総代会の機能について

当組合は、組合員同士の「相互扶助精神」を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。こうした協同組織金融機関である信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて経営に参加することができます。

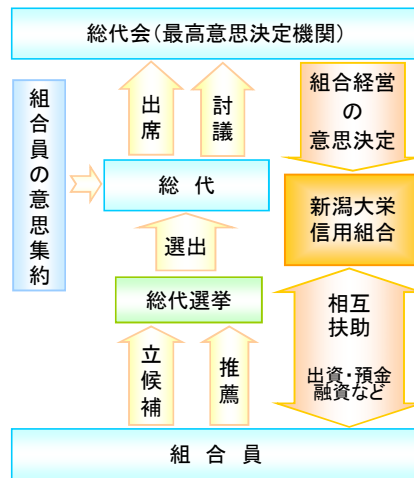
しかし、当組合は、組合員12,361名(令和5年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代によって運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。

また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っております。

なお、当組合では、総代会に限らず、日常の営業活動を通じて総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代の氏名・属性別構成比等

総代定数107名・総代総数106名

敬称略、五十音順 (令和5年6月末現在)

地区	総代定数	総代数	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名									
燕市地区	22名	22名	遠藤 順啓	2	大宅 徹	1	小川 孝二	9	金内 逸郎	5	川崎 吉明	9									
			桑原 治男	10	斎藤 孝二	7	佐藤 紀男	8	洪水 隆	2	清水 眞佐夫	5	須田 孝雄	10	田中 啓治	9	永井 義政	14	中野 忠浩	7	
			仲村 照夫	10	長谷川 信雄	6	松川 洋介	6	丸山 吉朗	9	八子 英雄	16	鷺澤 克己	6	渡邊 順二	17	若林 文夫	3			
			長岡市地区	41名	41名	阿部 克典	4	石井 正昭	2	大橋 與司男	5	大平 秀明	3	岡村 史郎	4						
長岡市地区	41名	41名	久住 六郎	7	桑原 一彦	3	小林 修	3	小林 民夫	1	小林 登美夫	3									
			小松 慎太郎	3	鈴木 一英	2	関根 敏昭	3	高橋 信栄	8	高橋 信行	8	高橋 勇一	3	田中 克己	3	田村 嘉朗	9	寺本 孝衛	4	
			内藤 一男	8	中村 一男	8	永見 康之	3	難波 博	6	羽鳥 始	2	浜田 明	7	早川 孝夫	3	早川 靖朗	3	松井 雄一	2	
			三浦 栄治	5	三上 徹人	5	山崎 順一	2	山崎 秀行	3	山田 義明	7	吉田 亨	1	吉原 一範	2	渡邊 三郎	7	渡部 仁	2	
柏崎市地区	29名	28名	阿部 房雄	3	荒川 洋一	3	池嶋 勇	13	伊藤 正彦	8	伊藤 誉士勝	13									
			伊平 雅夫	6	片山 一弘	4	木我 隆榮	17	小林 功治	6	三宮 隆	5	眞貝 徳昭	5	関川 和正	2	高石 豊美	3	高橋 人士	5	
			高橋 正継	11	土佐 邦夫	14	長原 己代志	2	葉賀 均	3	藤井 武	5	藤澤 格	1	藤巻 守雄	2	牧野 保	2	間島 務	3	
			宮崎 智之	1	村田 修一	7	村山 隆一	6	柳 強	3	横田 良英	10									
三島郡地区	8名	8名	池田 久雄	13	大谷 憲司	2	大谷 清一	8	小柳 直樹	7	小玉 潔	14	高坂 一弘	3	伊達 正信	10	平田 利明	2			
			刈羽郡地区	2名	2名	安澤 励	8	早川 利彦	1												
佐渡市その他地区	5名	5名	遠藤 和夫	9	児玉 雄二	5	内藤 憲夫	4	中山 幸夫	13	根岸 英男	8									
属性別構成比	職業別	個人事業主…33.9%、法人役員…66.0%																			
	年代別	40代…3.7%、50代…11.3%、60代…31.1%、70代…36.7%、80代以上…16.9%																			

(注)氏名の後に就任回数を記載しております。

総代会と総代の選出方法等

総代の選出につきましては、当組合の定款及び総代選挙規約により実施されております。

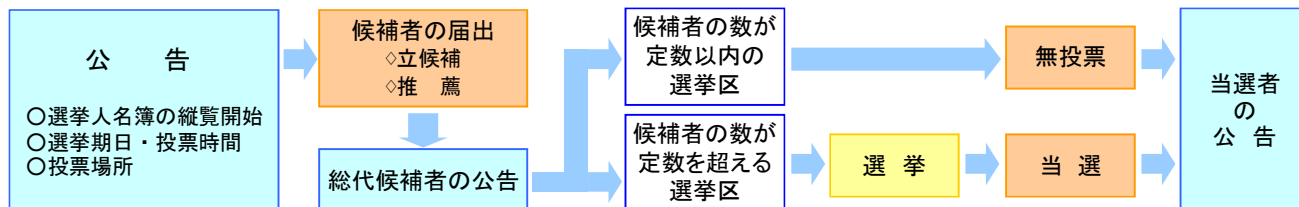
1. 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、100人以上107人以下で、組合員数に応じ選挙区(6区)ごとに定められています。

選挙区	燕市地区	長岡市地区	柏崎市地区	三島郡地区	刈羽郡地区	佐渡市その他地区	合計
定数	22人	41人	29人	8人	2人	5人	107人

2. 総代の選出方法

上記選挙区ごとに、当該選挙区に所属する組合員を対象に選挙人名簿を確定し、総代の選挙を行っております。候補者の届出につきましては、総代候補者になろうとする組合員または総代候補者を推薦する組合員が選挙長である理事長に総代立候補届・推薦届を行い、選挙区ごとの立候補者氏名を当組合の掲示場に公告しております。なお、候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし選挙は行っておりません。



3. 第71期通常総代会の決議事項

令和5年6月26日に開催された第71期通常総代会においては、次の各議案が上程され、それぞれの原案どおり承認されました。

- (1) 報告事項
 - ・ 第1号報告 第71期事業報告の件
- (2) 決議事項
 - ・ 第1号議案 第71期計算書類承認の件
 - ・ 第2号議案 第71期剰余金処分案承認の件
 - ・ 第3号議案 第72期事業計画及び収支予算(案)承認の件
 - ・ 第4号議案 令和5年度理事及び監事の報酬総額決定の件
 - ・ 第5号議案 その他



報酬体系について

■対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の実績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	33,120	54,000
監事	9,840	12,000
合計	42,960	66,000

- (注)1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事5名、監事3名です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」、「賞与支給規程」および「職員退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

CSR (企業の社会的責任)活動の取組状況について

当組合の「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility, CSR)」に対する取組については、相互扶助の理念のもと協同組合金融として、組合員、地域の皆様のお役に立ち頼りになる金融機関として、本業である金融業務はもちろんのこと「法令遵守」「リスク管理」「社会・地域貢献」及び「環境問題」に対する取組を信用協同組合の社会的責務と考え、地域社会への社会的貢献活動に継続的に取組んでおります。(法令遵守体制はP16・P17、リスク管理体制はP17・P18に記載しております。)

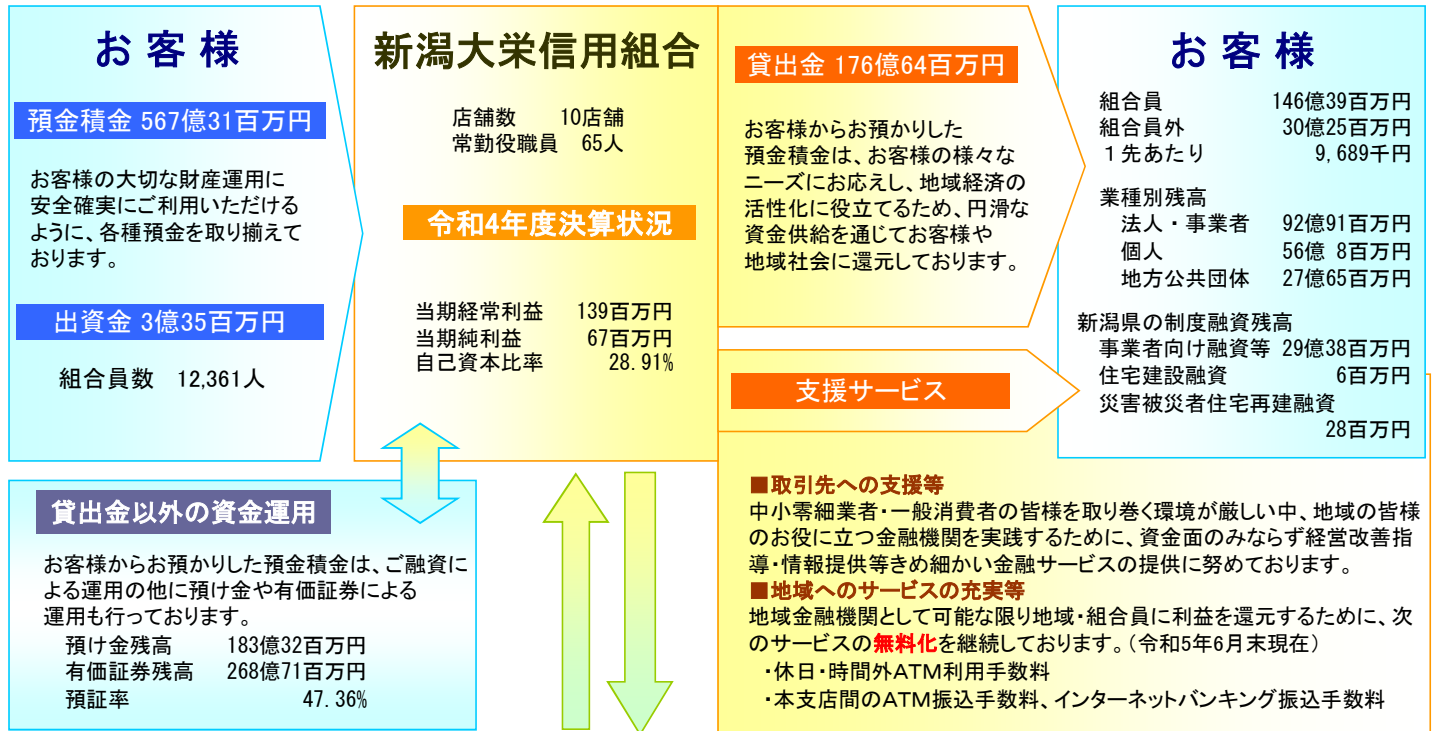
CSRの取組 [地域貢献]

※計数は令和5年3月末現在

新潟大栄信用組合と地域社会 ～力を合わせて豊かな暮らし～

■当組合の地域経済活性化への取組について

当組合は、令和5年3月末現在、新潟県内燕市、長岡市、柏崎市、佐渡市、三島郡を中心とする10市2町2村を営業区域として、地元の中小企業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助精神に基づく協同組織金融機関です。地域のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地域で資金を必要としているお客様に融資を通じて事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、常に「お役に立つ信用組合」として組合員の利益を第一に考えることを経営の基本としております。また、金融機能の提供にとどまらず、地域振興・文化・教育といった面においても広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



地域への貢献活動

○母子家庭・父子家庭のひとり親世帯の高校生を対象に、返還不要の給付型奨学金「しんくみ はばたき奨学金」を延べ69人に給付しております。(令和5年6月末現在)

奨学金

○毎朝、全店で店周の道路、駅等公共施設の清掃を行い、地域社会の環境保全活動に貢献すべく積極的に取り組んでおります。
○9月3日を「しんくみの日」と定め、全店一斉に道路・公園・駅等の公共施設の清掃を行い、「地域社会に奉仕する信用組合」を目指しております。
○毎月、本店と柏崎支店において当組合顧問弁護士による無料法律相談を実施しております。
○24時間テレビ「愛は地球を救う」の募金に、新潟県信用組合協会を通じて協賛しております。
○与板支店では、地元経済の活性化に役立てていただきたいと「地元特産品の展示場」を設置しております。

社会的貢献

○各種団体へ協賛等による支援を行っております。
燕市体育協会・燕さくらマラソン大会・全国良寛会出雲崎大会・寺泊シーサイドマラソン大会・全国高等学校版画選手権大会【はなが甲子園】等

教育・スポーツ振興

○毎年、各地で行われる伝統行事へ協賛による支援を行っております。
分水神輿・与板十五夜まつり・ふるさとわしままつり花火大会・おぐに大花火大会・西山草生水まつり・刈羽村ふるさとまつり花火大会・寺泊港まつり海上大花火大会・相川鉱山祭・京町音頭流し宵乃舞等

地域行事への参加

○毎年、柏崎・長岡小国地区信友会合同新春講演会を開催し、毎回ご好評をいただいております。

文化活動

○一人暮らしの高齢者が増加するなか、地域全体で高齢者を見守り、地域全体で支援を必要とする高齢者を支えあう、「長岡市シルバーささえ隊(長岡市地域福祉事業)」への支援協力を行っております。
○毎年、新潟県共同募金会・日本赤十字社・新潟県暴力追放運動推進センターをはじめ、社会福祉団体への寄付金による支援を行っております。
○社会貢献活動である献血活動を地域社会に広くPRする機会として日本赤十字社の「献血サポーター」に登録しております。
○認知症の人は、記憶障害等から生活への支障が現れ、周囲の人とトラブルを起こすこともあります。しかし、身近な人の理解やちょっとした手助けがあれば、住み慣れた地域で暮らし続けることができます。そのための地域支え合いの基盤をつくるため、当組合でも、「認知症サポーター養成講座」を受講し、新潟県の認知症に優しい企業・団体として登録しております。

福祉団体等への支援

CSRの取組 [地域貢献]

■県・市町村制度融資の取扱状況

(令和5年3月末現在)

	件数	金額
新潟県制度資金	348件	2,938百万円
市町村制度資金	64件	180百万円
合計	412件	3,119百万円

注) 地方産業育成資金は、市町村制度資金に含めて掲載しております。

■主な県・市町村の制度融資

	制度名	融資限度額	資金用途	融資期間	
新潟県	地方産業育成資金	1,000万円	運転資金 設備資金	5年以内 7年以内	
	経営安定資金	一般枠 中小企業者	4,000万円	運転資金 設備資金	5年以内 7年以内
		建物取得枠	5,000万円	設備資金	7年以内
	事業再生資金	10,000万円	運転資金	10年以内	
	セーフティネット資金	経営支援枠	5,000万円	運転・設備資金	7年以内
連鎖倒産防止枠		3,000万円	運転資金	7年以内	
燕市	中小企業振興資金	2,000万円 (併用3,000万円)	運転資金 設備資金	7年以内 10年以内	
	小規模企業振興資金	1,000万円	運転資金 設備資金	7年以内 10年以内	
長岡市	中小企業振興資金	2,000万円	運転資金 設備資金	6年以内 7年以内	
	中小企業経営支援借換対応特別融資	3,000万円	借換資金	9年以内	
	小口零細企業 保証制度資金	平常要件	2,000万円	運転資金 設備資金	5年以内 7年以内
		新型コロナウイルス感染症対応要件		運転資金 設備資金	7年以内 10年以内
	地方創生 特別融資	起業創業貸付	2,000万円	運転・設備資金	10年以内
		設備投資貸付	5,000万円	設備資金	10年以内
		経営改善貸付	平常要件 3,000万円	運転・設備資金	9年以内
事業承継貸付		新型コロナウイルス感染症対応要件 8,000万円	運転・設備資金	10年以内	
柏崎市	地域産業活性化資金	一般 3,000万円 借換 5,000万円	運転・設備資金	10年以内	
		設備投資促進資金	5,000万円	設備資金	10年以内
	産業活性化資金	5,000万円	運転・設備資金	10年以内	
刈羽村	設備近代化資金	3,000万円	設備資金	10年以内	
	佐渡市	産業振興資金	一般 1,000万円 特別 2,000万円	運転・設備資金	7年以内 9年以内
産業振興資金		一般 1,000万円 一般(団体等) 2,000万円 特別(団体等) 2,000万円	設備資金	7年以内 9年以内	

注) 1.令和5年4月1日現在、新規の取扱を行っている主な制度融資を掲載しております。
2.新潟県制度資金の融資条件等は、令和5年4月1日現在のものを掲載しております。

■信友(和)会の活動状況

(令和5年6月末現在)

名称	設立年月	会員数	主な活動内容
分水信友会	昭和39年9月	312人	分水信友会会員親善ゴルフ大会(R4/11/6 ヨネックスC.C) 税務相談会(R5/3/3)
与板信友会	昭和39年8月	114人	与板信友会会員親善ゴルフ大会(R4/8/20 ヨネックスC.C) 税務相談会(R5/3/3)
和島信和会	昭和37年8月	96人	和島信和会会員親善ゴルフ大会(R4/7/20 ヨネックスC.C)
出雲崎信友会	昭和39年4月	84人	出雲崎信友会会員親善ゴルフ大会(R4/10/6 大新潟C.C)
安田信友会	昭和45年4月	101人	安田信友会会員親善ゴルフ大会(R4/8/25 米山水源C.C)
小国信友会	昭和44年5月	120人	小国信友会親睦旅行(R4/10/23-24) 信州駒ヶ根高原「早太郎温泉」の旅
柏崎信友会	昭和50年6月	108人	会員定期1日人間ドック(R5/3/7,10,13,15)
西山信友会	昭和44年10月	86人	
相川信友会	平成1年10月	99人	税務相談会(R5/2/21)

※信友(和)会設立の目的 「会員相互の親睦を図ると共に相互扶助の精神にもとづき信用組合の育成強化と、会員相互の金融円滑を促進して会員の繁栄発展を期する。」
ことを目的として設立されました。

■恒久的な地域密着型金融の推進

〈基本方針〉

地域経済が依然として厳しい経営・生活環境にある中、協同組織金融の特性を発揮して「地域の皆様にとって利用し甲斐のある金融機関」を実践する為、地域の皆様の身の丈・ニーズに即した金融サービスを提供しながら地域貢献を果たしてゆくことを基本方針に、これからもより積極的な取り組みに努めて参ります。

〈推進状況〉

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

① 経営改善支援への取組み

具体的取組策	・新型コロナウイルスの影響を始めとする厳しい経営環境の中で、経営改善に積極的に取り組む取引先に対し、本部、営業店が連携を図りながらコンサルティング機能等を発揮した実効性ある経営改善支援に取り組む。 ・経営支援においては、外部機関(県中小企業活性化協議会、県よろず支援拠点、他金融機関、商工会議所・商工会、保証協会等)との連携を図りながら、各取引先の成長段階と現状を踏まえ今後進むべき方向性を共有しながら取組みを進める。
具体的取組結果	・令和4年度においては、経営支援先16先を始め経営改善を必要とする取引先に対し、貸出条件変更等の資金支援、経営改善計画書の策定支援(経営内容の実態分析、問題点の把握、改善方針と対応策の提案)、各種公的支援制度の活用提案、経営改善計画の進捗状況を踏まえたアドバイスに加え、外部機関と連携した本業支援活動にも取組んでおります。
② 経営支援担当職員の機能強化	
具体的取組策	・担当職員のコンサルティング機能の底上げを図る為、外部研修会を積極的に活用する。
具体的取組結果	・令和4年度においては、経営支援に携る本部・営業店担当職員の外部研修参加を推進し、特に伴走型企業支援、抜本再生支援に関する態勢強化を図っております。
③ 倒産防止特別融資制度の活用	
具体的取組策	・倒産防止特別融資を活用し、地域の中小零細企業の経営改善への取組を資金面から支援する。
具体的取組結果	・平成19年度から令和4年度における倒産防止特別融資取扱実績は、15件223百万円となっております。

2. 地域の面的再生への積極的な参画

① 多重債務者発生への未然防止への取組み

具体的取組策	・組合員、お取引先の多重債務による家計破綻未然防止への取組みを推進する。
具体的取組結果	・渉外活動等を通じお取引先との関係強化を図り、予期しない収入減少等の影響を受け生活の安定に支障が生じている場合は、家計ヒアリング、顧問弁護士等の助言を得ながら生活再建の可能性を検討。自助努力に加え残債務の取りまとめにより生活再建が見通せる場合は、「家庭安泰特別融資」等による資金支援を実施しております。 ・令和4年度における負債整理融資実績は、4件33百万円。平成17年度から令和4年度における同実績は、156件982百万円(下記、家庭安泰特別融資を含む)となっております。

② 家庭安泰特別融資制度の活用

具体的取組策	・家庭安泰特別融資を活用し、予期しない失業・災害等により生活の安定に支障が生じている取引先の生活再建を支援する。
具体的取組結果	・令和4年度における家庭安泰特別融資実績は、4件37百万円。平成19年度から令和4年度における同実績は、51件338百万円となっております。

〈経営改善支援への取組み状況〉

(令和4年4月～令和5年3月)

(単位:先)

	期 初 債務者数 A	うち 経営改善 支援取組み 先数 α	αのうち 期末に債務 者区分がラ ンクアップ した先数 β	αのうち 期末に債務 者区分が変 化しなかつ た先数 γ	αのうち 再生計画等 を策定した先 数 δ	経営改善支 援取組み率 = α/A	ランクアップ 率 = β/α	再生計画等 策定率 = δ/α
正常先 ①	391	0	0	0	0	0.0%	-	-
要注意先	その他要注意先②	131	0	11	9	8.3%	0.0%	81.8%
	要管理先 ③	11	2	0	2	18.1%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	10	2	0	2	2	20.0%	0.0%	100.0%
実質破綻先 ⑤	8	1	1	0	1	12.5%	-	-
破綻先 ⑥	5	0	0	0	0	0.0%	-	-
小 計(②～⑥計)	165	16	1	15	14	9.6%	6.2%	87.5%
合 計	556	16	1	15	14	2.8%	6.2%	87.5%

(注)1. 期初債務者数及び債務者区分は、令和4年4月時点で計上しております。

2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみ先を含みません。

3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を計上しております。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は、αに含めるもののβに含めません。

4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が、期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。

5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については、仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても期初の債務者区分に従って計上しております。

6. γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかつた先数を計上しております。

7. 「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「当組合独自の経営改善計画策定先」

8. みなし正常先については、正常先の債務者数に計上しております。

9. 期中に新たに取引を開始した取引先については、本表に計上していません。

CSRの取組 [地域貢献]

■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

〈中小企業の経営支援に関する取組み方針〉

当組合は、地域の皆様にとって利用し甲斐のある地域金融機関としての役割を果たすことを目的に、身近な頼れる相談相手としてお客様の悩みを一緒に考え問題の解決に努めてゆくことを趣旨に、以下の取組み方針の下、全役職員が一体となってお客様の経営支援に取組んで参ります。

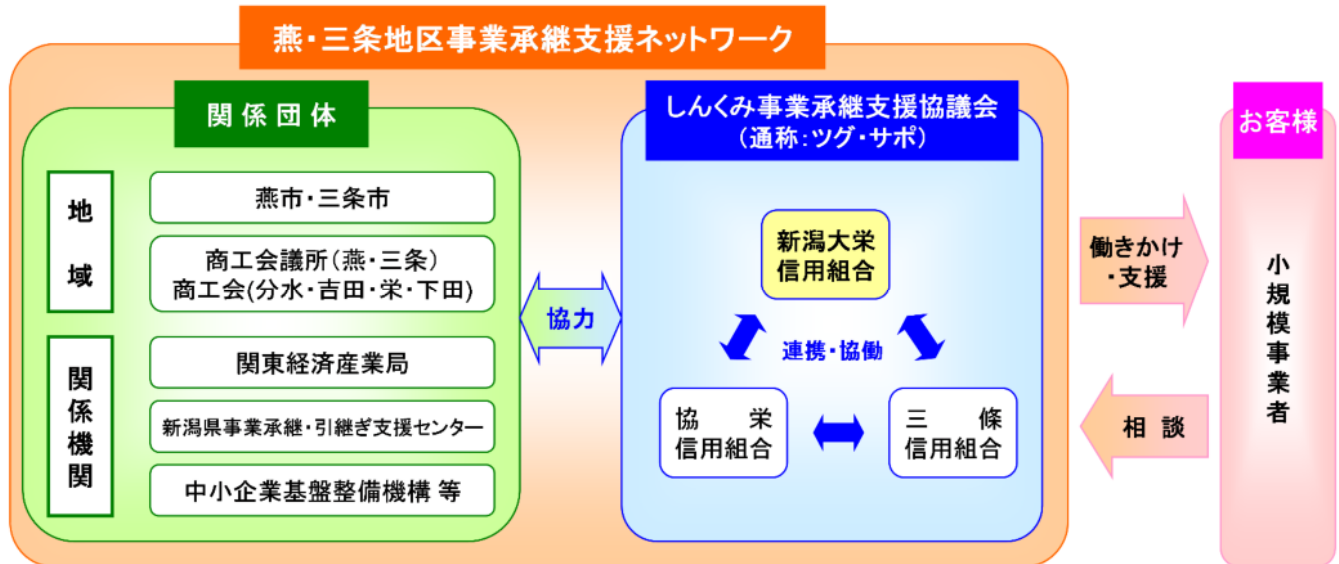
1. 貸付条件の変更に関するお申し込みがあった場合は、お客様の経営改善または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、債務弁済に係る負担を軽減する為に必要となる貸出条件の変更等にてできる限り対応して参ります。
2. 経営改善に向けたご相談においては、それぞれの経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案、助言し、十分な時間をかけてその取り組みを支援して参ります。
3. お客様の経営改善がより効果的に進むよう、県中小企業活性化協議会、県よろず支援拠点、他の金融機関、信用保証協会等との間で、緊密な連携を図って参ります。

〈中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況〉

お客様の経営支援への取組みにおいては、常勤理事会を統括部署とし本部、全営業店に金融円滑化管理担当者を配置、本部業務課経営支援室に中小企業診断士を配置し、全営業店と緊密な連携を図っております。また、お客様対応窓口として全営業店に「金融円滑化ローン相談窓口」を設置し、経営改善計画の策定支援等お客様の経営改善への取組みを支援しております。

一方、支援態勢の充実を目的に、平成25年2月に「経営革新等支援機関」の認定を受けると共に、同年9月に「新潟県中小企業支援プラットフォーム」の構成機関として参加する他、平成27年2月に日本政策金融公庫と業務提携契約を締結しております。更に平成28年8月には、地域小規模事業者の事業承継支援を目的に「しんくみ事業承継支援協議会」を地元3信用組合と、また令和元年5月には「事業承継連携協議会」を全国23の信用組合と組成し、幅広いニーズへの対応を可能としております。

【事業承継支援に向けた体制整備状況】



〈中小企業の経営支援に関する取組み方針〉

1. 創業・新事業開拓の支援
創業や新たな事業開拓に取組むお客様に対しては、外部支援機関との連携、地方公共団体制度融資、政府系金融機関との協調融資、補助金等の公的支援制度の情報提供、申請支援に取り組んでおります。
2. 成長段階における支援
多様な経営課題を有するお客様に対しては、資金支援に留まらずビジネスマッチングの機会を提供する他、専門人材のマッチング支援等、本業支援に積極的に取り組んでおります。
3. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援
経営支援先16先を含むお客様の経営改善を促す為、営業活動を通じて経営実態、経営課題、将来を見据えた改善の方向性について認識を共有。本部、営業店が連携、必要に応じ外部支援機関、専門家の支援を得ながら、経営改善に向けたフォローアップ活動を進めております。
4. 具体的な取組状況の一例

タイトル	新潟県信用保証協会、経営支援機関（外部専門家）連携による経営課題解決支援
動機（経緯）	外部環境が大きく転換（新型コロナウイルス感染症の収束、資材・物価の高騰等）するなか、改めて経営課題を整理し今後の方針検討を進める上で、専門家の知見を活用し多角的に検討を進めることが有効であるため。
取組み内容	当組合・新潟県信用保証協会・事業者の利害関係人に信用保証協会派遣専門家を加え、ミーティング形式で事業の方向性や改善策の検討を行った。 ・令和3年4月、製造業の新規機械設備導入にあたり、導入効果を検証することで新規機械設備導入の意思決定をブラッシュアップした。 ・令和4年2月、旅館業の新型コロナウイルス感染症収束を見据え、現在の提供サービスを再検討することで集客力向上に取り組んだ。
成果（効果）	【相手方にとっての成果】・製造業は新規機械設備導入前に管理体制や作業工程を見直すことで設備導入効果を高めることができた。 ・旅館業はアフターコロナを見込んだイベント開催企画を通じ、新規顧客開拓等集客回復に繋げることができた。 【当組合にとっての成果】・新潟県信用保証協会との連携により同協会と取引先の相互理解が進みスムーズな新規信用保証に繋がった。 ・外部専門家の知見を活用することで、より客観的・多面的・専門的な支援活動に繋がった。

CSRの取組 [地域貢献]

タイトル	ゼロゼロ融資先への継続的なフォローアップによる資金繰り・本業支援
動機 (経緯)	新型コロナウイルス感染症の影響が収束に向かう中、ゼロゼロ融資据置期間の終了先が増加。飲食業・宿泊業等では政策効果による売上急回復が見られるも持続的発展に至らない取引先が多く、継続的な資金繰り支援への取組みが必要となった。
取組み 内容	ゼロゼロ融資先、特に据置期間終了が予定されている利用先を中心にヒアリングを進め、返済開始に懸念が残る先を中心に今後の行動計画の策定を支援。新潟県制度融資（新型感染症・物価高騰等対策伴走支援型資金）借換保証制度活用により、据置期間再設定による資金繰り安定に取り組んだ。平成3年5月以降累計32件、362,580千円融資実行。（内、借換金額 11件 106,005千円）
成果 (効果)	【相手方にとっての成果】売上の持続的回復が遅れる中、早期に資金繰り目途を立てることで経営課題への対処に注力することができた。 【当組合にとっての成果】取引先の資金繰り安定化に積極対応することで、取引の継続的活性化に寄与することができた。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

〈「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況〉

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	236 件	215 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	47.3 %	39.1 %
保証契約を解除した件数	8 件	6 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件

主要な事業の内容

■預金業務

1)預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金
別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

■貸付業務

1)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

2)手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

■有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金の効率的運用のため、有価証券等に投資・運用(余資運用)をしております。

■内国為替業務

振込及び代金取立等を取扱っております。

■その他業務・サービス

■代理貸付業務

独立行政法人住宅金融支援機構・株式会社商工組合中央金庫・
株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人中小企業基盤整備機構・
全国信用協同組合連合会等

■国債の引受及び窓口販売 ■有価証券の貸付 ■債務の保証

■地方公共団体の公金取扱業務 ■株式払込金の受入業務

■自動受取サービス(各種年金・配当金等)

■自動支払サービス(公共料金・各種保険料・クレジット代金等)

■自動送金サービス(授業料・家賃等)

■給与振込 ■両替 ■貸金庫(本店のみ取扱)

■ATMサービス ■保険の窓口販売 ■でんさいサービス

■インターネットバンキング ■ペイジー(Pay-easy)サービス

■確定拠出年金受付業務 ■デビットカード(J-debit)

■QRコード決済(BankPay・J-CoinPay・PayPay)

■主な預金商品

種類	期間	お預け入れ額
総合口座	出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1,000円以上
当座預金	出し入れ自由	1円以上
普通預金	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	出し入れ自由	1円以上
通知預金	7日以上	1,000円以上
納税準備預金	入金は自由 引き出しは納税時	1円以上
定期積金	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	据置期間1年 最長3年	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
変動金利定期預金	1ヶ月以上3年以内	1,000円以上
大口定期	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上

■主な個人向け融資

種類	融資金額	期間
住宅ローン	5,000万円以内	35年以内
愛車ローン	1,000万円以内	15年以内
教育ローン	2,000万円以内	16年8ヶ月以内
フリーローン	500万円以内	10年以内
カードローン	200万円・100万円 50万円・30万円	1年

■主な事業者向け融資

新潟県制度融資・各市町村制度融資

営業地区・店舗一覧・自動機器設置状況

当組合の営業地区(令和5年3月末現在)

新潟市(旧中蒲原郡横越町の地区を除く)、長岡市(旧栃尾市、旧古志郡山古志村、旧北魚沼郡川口町の地区を除く)、上越市のうち旧中頸城郡柿崎町の地区、
柏崎市、三条市(旧南蒲原郡下田村の地区を除く)、燕市、小千谷市、見附市、加茂市、佐渡市、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村、南蒲原郡
田上町



店名	所在地	
	電話番号	自動機器設置状況
本部	〒959-0194 燕市分水桜町一丁目4番14号	0256-98-6291(代)
本店	〒959-0194 燕市分水桜町一丁目4番14号	0256-97-2101(代) ATM 2台[土曜、日曜祝日稼働] 両替機1台
与板支店	〒940-2402 長岡市与板町与板414番地	0258-72-3117(代) ATM 1台[土曜稼働]
和島支店	〒949-4511 長岡市小島谷3415番地1	0258-74-3121(代) ATM 1台[土曜稼働]
出雲崎支店	〒949-4352 三島郡出雲崎町大字大門字後谷164番地2	0258-78-2236(代) ATM 1台[土曜稼働]
安田支店	〒945-1352 柏崎市大字安田字寺田1790番地3	0257-23-2402(代) ATM 1台[土曜稼働]
小国支店	〒949-5215 長岡市小国町新町589番地1	0258-95-2255(代) ATM 1台[土曜稼働]
柏崎支店	〒945-0044 柏崎市扇町2番12号	0257-24-1074(代) ATM 1台[土曜、日曜祝日稼働] 両替機1台
西山支店	〒949-4141 柏崎市西山町西山950番地	0257-48-2136(代) ATM 1台[土曜稼働]
寺泊支店	〒940-2502 長岡市寺泊磯町9766番地22	0258-75-3234(代) ATM 1台[土曜稼働]
相川支店	〒952-1557 佐渡市相川一丁目40番地2	0259-74-2274(代) ATM 1台

当組合ATMは全て「視覚障がい者対応ATM※」を導入しております。

※目のご不自由な方でもご利用いただけるよう、ATMに取付けられたハンドセット(数字ボタン付きの専用受話器)から聞こえる音声ガイダンスに沿ってボタンを操作することで、ATM画面にタッチすることなくお取引ができます。

主な手数料

※下記手数料には、10%の消費税が含まれております。(令和5年7月1日現在)

■為替振込手数料

区分			窓口利用		ATM 利用	インターネット バンキング	定額自動送金	
			組合員	組合員外			組合員	組合員外
当 組 合 宛	同一店内	3万円未満	110円	110円	無料	無料	無料	無料
		3万円以上	110円	330円				
	他の支店	3万円未満	110円	110円				
		3万円以上	110円	330円				
他行宛	3万円未満	660円	660円	330円	275円	440円	440円	
	3万円以上	770円	880円	550円	440円	660円	770円	

■為替送金・取立手数料

送金小切手	当組合宛	1通	440円
	他行宛	1通	660円
代金取立(割引手形・担保手形・代金取立手形・小切手)			
当組合あて 無料			
電子交換所		1通	330円
不渡手形返却料・取立手形組戻手数料			1,100円
振込・送金組戻料手数料			660円
旅館券(旅行クーポン券)の取立手数料[※1]			550円
他行預金取立・個別取立(旅館券以外)[※2]			550円

【※1】旅館券の取立手数料は、請求書1枚に対しての金額です。
請求書が無い場合は、旅館券1枚に対しての金額です。

【※2】電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手や他行預金等の取立は「個別取立」となります。

■手形・小切手用紙料

小切手帳	1冊(50枚)	660円
約束手形帳	1冊(50枚)	880円
	1冊(10枚)	176円
為替手形帳	1冊(50枚)	880円
マル専用手形	1枚	550円
マル専口座開設手数料		3,300円

■発行手数料

残高証明	所定書式(都度・自動)	330円
	英文	660円
	所定外書式※	660円
融資証明		330円
キャッシュカード・通帳・証書再発行		550円

※所定外書式には、監査法人等からの証明依頼を含みます。

■インターネットバンキング利用料

ビジネスバンキング(法人用) 月額	1,100円
インターネットバンキング(個人用)	無料

■その他手数料

貸金庫(取扱店:本店) 年間	5,280円
カードローン契約手数料	無料

■両替手数料

紙幣硬貨合計枚数	窓口	両替機
50枚以下	無料	100円
	(1日1回まで)	(1日1回無料)
51枚 ~ 300枚	110円	100円
301枚 ~ 500枚	220円	
501枚 ~ 1000枚	330円	200円
1001枚 ~ 2000枚	660円	

※両替枚数は、お客様の「ご持参枚数合計」または「お客様のご希望枚数合計」の多い方といたします。

※金種を指定したご預金の払出しについては、お取り扱い枚数(1万円券はお取り扱い枚数から除きます)に応じて、上記窓口両替手数料を頂戴いたします。

ただし、給与・賞与の金種指定払いは、対象外となります。涉外等による配金も対象となります。

※2000枚超の両替は、1000枚毎に330円の加算となります。

※汚損現金、記念貨幣の交換、同一金種の新券への交換は無料とさせていただきます。

※両替機設置店は本店・柏崎支店の2店舗で、ご利用は当組合キャッシュカードが必要となります。

※両替機は、1回1000枚までのお取扱いとさせていただきます。

※両替機の手数料お支払いは100円硬貨のみの受付となります。

■当組合ATM利用手数料

ご利用カード	平日			土曜日			日曜祝日	1月1~3日	5月3~5日
	8時30分~ 8時45分	8時45分~ 18時	18時~19時	8時30分~ 9時	9時~14時	14時~17時	8時30分~ 17時	9時~17時	8時30分~ 17時
当組合カード	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
提携信組カード	220円	出金無料 入金110円	220円	220円	出金無料 入金110円	220円	220円	220円	220円
ゆうちょ銀行カード	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円	220円	220円
その他金融機関カード	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円	220円	220円

(注)1.日曜祝日・1月1日~3日・5月3日~5日は、本店と柏崎支のみ取扱しております。

2.相川支店は、平日17時30分までのお取扱となります。

3.平日の18時以降は、本店、柏崎支店のみのお取扱となります。

4.12月31日は、土曜日と同じお取扱となります。ただし提携信組カードの9時~14時の出金手数料は110円となります。

■セブン銀行ATM利用手数料(当組合カードを利用)

ご利用場所	平日			土曜日			日曜祝日	1月1~3日	5月3~5日
	0時~8時45分	8時45分~18時	18時~24時	0時~9時	9時~14時	14時~24時	0時~24時	0時~24時	0時~24時
セブン銀行ATM	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	110円	110円

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「コンプライアンス統括室」にお願いいたします。

コンプライアンス統括室
住 所：新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号
電話番号：0256-98-6291
受付時間：午前8時30分～午後5時30分
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)
e-mail：daiei@alpha.ocn.ne.jp

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
電話番号：03-3286-2648
受付時間：午前9時～午後5時
(土日・祝日および年末年始を除く)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号：0570-022808
受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および年末年始を除く)

■紛争解決のお申し出(金融ADR制度に対する取組み)

苦情等のお申し出は当組合のほか、新潟地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

(詳しくは、コンプライアンス統括室へご相談ください)

名 称	新潟地区しんくみ苦情等相談所(新潟県信用組合協会)	しんくみ相談所(一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	025-247-7433	03-3567-2456
受 付 日	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)
時 間	9:00～17:00	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

新潟県弁護士会示談あっせんセンターおよび東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合コンプライアンス統括室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	新潟県弁護士会 示談あっせんセンター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒951-8126 新潟市中央区学校町通1番町1	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	025-222-5533	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	平 日	平 日	土・日・祝日は除く	月～金(除 祝日、年末年始)
時 間	9:00～17:00	9:30～12:00、13:00～16:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

お客様本位の業務運営に関する基本方針

当組合は、お客様目線で誠実かつ公正な業務運営を通じ、当組合の金融商品・サービスを利用される方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に取り組んでおります。今後もより一層お客様の資産形成にふさわしい金融商品・サービスを提供し続けるため、以下のとおり「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客様との信頼関係をさらに高めてまいります。

1. お客様の最善の利益の追求

- 当組合は、全役職員が高い専門性と企業倫理をもって、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益を図るとともに、お客様本位の業務運営が企業文化として定着するよう努めます。
- 当組合は、投資信託・デリバティブ商品などのお客様に損失を与える可能性が高いリスク商品は取り扱いません。
- お客様へのご融資に際しては、金融機関としての優越的な地位を利用せず、誠実かつ公正な姿勢を遵守し、お客様からのご相談には真摯に対応いたします。

2. 利益相反の適切な管理

- お客様の利益が不当に損なわれないよう、当組合が別に定める「利益相反管理方針」に基づき、利益相反管理を適切に行ってまいります。

3. 手数料等の明確化

- お客様にご負担いただく手数料その他費用については、各種手数料の一覧表を店頭およびホームページで掲示するなど透明性の向上に努め、お客様がご理解いただけるよう分かりやすく丁寧に説明いたします。

4. 重要な情報の分かりやすい提供

- お客様への金融商品・サービスのご提供にあたっては、商品の特性や重要な情報をお客様の経験や金融知識に十分配慮し、パンフレット等各种資料を使用して分かりやすく丁寧に説明いたします。

5. お客様にふさわしいサービスの提供

- お客様の立場に立ち、お客様の取引目的、知識・経験・財産の状況をお聞きし、ライフサイクルに合った商品・サービスの提供を行います。

6. 役職員に対する適切な動機づけの枠組等

- お客様本位の営業活動を実践するため、本基本方針を全役職員に周知し、専門知識やコンプライアンス等に関する研修の実施、各種資格取得の奨励を通じて人材の育成に努めます。

また、お客様本位の業務運営を評価するために、組合内の業績評価制度の整備に努めます。

以上

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。

- ◆印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」第69条及び金融庁告示第17号、
- ◆印は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第7条で規定されております法定開示項目、
- ◆印は、監督指針の要請に基づく開示です。

ごあいさつ	1				
業況・組織		有価証券に関する指標		自己資本の充実の状況(定量情報)	
事業方針	1	◆ 商品有価証券の種類別平均残高	該当なし	◆ 自己資本の構成に関する事項	11
◆ 事業の組織	19	◆ 有価証券の種類別・残存期間別残高	9	◆ 自己資本の充実度に関する事項	12
◆ 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	19	◆ 有価証券の種類別平均残高	9	◆ オペレーショナル・リスク	12
◆ 店舗一覧(事務所の名称及び所在地)	26	◆ 預証率(期末・期中平均)	7	◆ 自己資本比率	11
◆ 当組合の信用協同組合代理業者	該当なし	◆ 信託業務に関する指標		◆ 自己資本比率の分母の額に4%乗じた額	12
◆ 総代会の機能 総代の氏名等	19		該当なし	◆ 信用リスクに関する事項	13.14
◆ 総代会と総代の選出方法等	20	経営管理体制に関する事項		◆ 信用リスク削減手法に関する事項	14
◆ 報酬体系について	20	◆ リスク管理の体制	17.18	◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の	
組合員の推移 職員の状況	19	◆ 法令遵守の体制	16.17	リスクに関する事項	14
営業地区・自動機器設置状況	26	財産の状況		◆ 証券化エクスポージャーに関する事項	14
子会社の状況	該当なし	◆ 貸借対照表、損益計算書及び		◆ 出資等エクスポージャーに関する事項	14
主要事業内容		剰余金処分計算書	3.4.5.6	◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	14
◆ 主要な事業の内容	26	◆ ◆ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び		エクスポージャーに関する事項	14
業務に関する事項		金融再生法開示債権の保全・引当状況	15	証券・その他の業務	
◆ 事業概況	1	◆ ◆ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び		公共債窓口販売実績	9
◆ 経常収益 ◆ 経常利益	2	金融再生法開示債権の状況	15	内国為替取扱実績	9
◆ 当期純利益	2	◆ 有価証券、金銭の信託の評価	9	外国為替取扱実績	該当なし
◆ 出資総額、出資総口数	2	◆ 外貨建資産残高	該当なし	主な手数料	27
◆ 純資産額 ◆ 総資産額	2	◆ 先物取引の時価情報	該当なし	CSR(企業の社会的責任)活動の取組	
◆ 預金積金残高 ◆ 貸出金残高	2	◆ オプション取引の時価情報	該当なし	◆ CSR活動の取組状況について	21
◆ 有価証券残高 ◆ 単体自己資本比率	2	◆ 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	15	◆ 地域貢献	21~25
◆ 出資に対する配当金	2	◆ 貸出金償却の額	15	◆ 恒久的な地域密着型金融の推進	23
◆ 職員数	2	◆ 偶発損失引当金	15	◆ ◆ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の	
◆ 信託報酬 ◆ 信託勘定貸出金残高	該当なし	「資産自己査定債務者区分」と「金融再生法開示債権」・		ための取組み状況	24.25
◆ 信託勘定有価証券残高	該当なし	「リスク管理債権」の関係及び償却・引当方針	16	お客様本位の業務運営に	
◆ 信託財産額	該当なし	◆ 会計監査人による監査	6	関する基本方針(KPI)	28
◆ 配当率	2	◆ 内部監査の有効性の確認	6	「金融ADR制度」に対する取組	
主要業務に関する指標		◆ 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし	◆ 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	28
◆ 業務粗利益及び業務粗利益率	7	自己資本の充実の状況(定性情報)		その他	
◆ 業務純益、実質業務純益、コア業務純益		◆ 自己資本調達手段の概要	10	当組合のあゆみ	2
◆ コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	7	◆ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	10	トピックス	2
◆ 資金運用収支、役員取引等収支及び		◆ 信用リスクに関する事項	10		
◆ その他業務収支	7	信用リスク管理の方針、手続きの概要			
◆ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の		リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関			
◆ 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	7	◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針、			
◆ 受取利息及び支払利息の増減	7	◆ 手続きの概要	10		
◆ 役員取引の状況	7	◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の			
◆ その他業務収益の内訳	7	◆ リスク管理の方針及び概要	10		
◆ 経費の内訳	7	◆ 証券化エクスポージャーに関する事項	10		
◆ 総資産経常利益率	7	◆ オペレーショナル・リスクに関する事項	10		
◆ 総資産当期純利益率	7	◆ リスク管理の方針、手続きの概要			
◆ 総資金利鞘等	7	◆ 算出に使用する手法の名称			
預金に関する指標		◆ 出資等エクスポージャーに関する事項	10		
◆ 預金種目別平均残高	8	◆ リスク管理の方針、手続きの概要			
◆ 定期預金区分別残高	8	◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される			
◆ 預金者別預金残高	8	◆ エクスポージャーに関する事項	10		
◆ 財形貯蓄残高	8	◆ 金利リスクに関する事項	10		
◆ 職員1人当たりの預金残高	7	◆ リスク管理の方針、手続きの概要			
◆ 1店舗あたりの預金残高	7	◆ 算定方法の概要			
貸出金等に関する指標					
◆ 貸出金種類別平均残高	9				
◆ 貸出金利区分別残高	8				
◆ 貸出金の担保別残高	8				
◆ 債務保証見返の担保別残高	8				
◆ 貸出金使途別残高	8				
◆ 貸出金業種別残高及び構成比	8				
◆ 預貸率(期末・期中平均)	7				
◆ 消費者ローン・住宅ローン残高	8				
◆ 代理貸付残高の内訳	9				
◆ 職員1人当たりの貸出金残高	7				
◆ 1店舗あたりの貸出金残高	7				

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。

編 集

新潟大栄信用組合 総務課

〒959-0194

新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号

電話 0256-98-6291

<https://www.niigata-daiei.shinkumi.jp/>

令和5年7月発行